

平成23年第2回

三重県議会定例会会議録

(6月8日)
(第4号)

平成23年第2回

三重県議会定例会会議録

第4号

○平成23年6月8日（水曜日）

議事日程（第4号）

平成23年6月8日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔代表質問〕
- 第2 議案第7号から議案第19号まで
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第7号から議案第19号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄

9	番	東		豊
10	番	中	西	勇
11	番	濱	井	初男
12	番	吉	川	新
13	番	長	田	隆尚
14	番	津	村	衛
15	番	森	野	真治
16	番	水	谷	正美
17	番	杉	本	熊野
18	番	中	村	欣一郎
19	番	小	野	欽市
20	番	小	村	林 聡
21	番	小	林	正人
22	番	奥	野	英介
23	番	中	川	康洋
24	番	今	井	智広
25	番	藤	田	宜三
26	番	後	藤	健一
27	番	辻		三千宣
28	番	笹	井	健司
29	番	稲	垣	昭義
30	番	北	川	裕之
31	番	舘		直人
32	番	服	部	富男
33	番	津	田	健児
34	番	中	嶋	年規
35	番	竹	上	真人
36	番	青	木	謙順

37	番	中 森	博 文
38	番	前 野	和 美
39	番	水 谷	隆
40	番	日 沖	正 信
41	番	前 田	剛 志
43	番	舟 橋	裕 幸
44	番	三 谷	哲 央
45	番	中 村	進 一
46	番	岩 田	隆 嘉
47	番	貝 増	吉 郎
48	番	山 本	勝
49	番	永 田	正 巳
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書 記 (事務局次長)	神 戸	保 幸
書 記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書 記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書 記 (議事課副課長)	山 本	秀 典
書 記 (議事課副課長)	藤 野	久美子
書 記 (議事課主査)	竹之内	伸 幸

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
-----	-----	-----

副 知 事
副 知 事
政 策 部 長
総 務 部 長
防災危機管理部長
生活・文化部長
健康福祉部長
環境森林部長
農水商工部長
県土整備部長
政 策 部 理 事
政策部東紀州対策局長
政 策 部 理 事
健康福祉部理事
健康福祉部こども局長
環境森林部理事
農水商工部理事
農水商工部観光局長
県土整備部理事
企 業 庁 長
病院事業庁長
会計管理者兼出納局長

教育委員会委員長
教 育 長

公安委員会委員
警 察 本 部 長

安 田 敏 春
江 畑 賢 治
小 林 清 人
植 田 隆
大 林 清
北 岡 寛 之
山 口 和 夫
辰 己 清 和
渡 邊 信一郎
北 川 貴 志
梶 田 郁 郎
小 林 潔
藤 本 和 弘
稲 垣 清 文
太 田 栄 子
岡 本 道 和
山 川 進
長 野 守
廣 田 実
東 地 隆 司
南 清
山 本 浩 和

清 水 明
真 伏 秀 樹

西 本 健 郎
河 合 潔

代表監査委員
監査委員事務局長

植田 十志夫
長谷川 智雄

人事委員会委員
人事委員会事務局長

楠井 嘉行
堀木 稔生

選挙管理委員会委員

宮 寄 慶 一

労働委員会事務局長

小林 正 夫

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

今期定例会に提出されました議案第17号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、6月3日までに受理いたしました請願2件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受け付け状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

人 委 第 47 号
平成23年 6 月 7 日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第 5 条の規定による条例に対する意見について

平成23年 6 月 3 日付け三議第37号でお尋ねのありました次の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第17号 知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例案

別 紙

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条
例案に対する人事委員会の意見

知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案は、教育長及び部長級以下の管理職員に係る給与の減額措置を拡大し、減額期間を延長する改正を行うものです。

この措置は、地方公務員法に規定する給与決定の原則とは異なるものであり、誠に残念であります。しかしながら、東日本大震災に係る復興支援、被害を受けた県内産業への支援、緊急に取り組むべき防災対策等の課題に対応するため、

本県の厳しい財政状況を勘案し、任命権者の判断により、特例的な措置としてやむを得ず実施されるものと理解します。今回の措置ができる限り早期に解消されることを望みます。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

政策総務常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定 例 会
請 1	<p>(件 名) ゴルフ場経営振興及び利用者の利便性向上等を求めることについて</p> <p>(要 旨) 三重県経済は、順調に拡大を続け、実質経済成長率においても国を上回る成長を遂げている。特に県内製造品出荷額の約7割を占める北勢地域は、石油化学工業や輸送用機械器具製造業、液晶・半導体製造業などの多様な産業が集積しており、国内でも有数の産業地域として活発な生産活動が行われている。</p> <p>また当地域は日本列島の中心という地理的優位性に加え伊勢神宮・熊野古道等の観光資源に優れているだけでなく利便性の良さから県内にはゴルフ場が65クラブを有し、年間来場者数は260万人を超える産業となっている。</p> <p>こうしたなか、一昨年2月に開通した新名神高速道路（亀山～草津田上IC）は東海圏と関西圏の利便性向上をはたす日本の大動脈として物流・観光面における連携の進展に更に大きな期待が寄せられている。</p> <p>一方で、新名神高速道路が接続された東名阪自動車道では、接続以降から当初予想の2倍の交通量となる一方で交通渋滞が日常的に発生しており、休日ともなれば朝夕の時間帯を中心に大渋滞を引き起こしている。</p> <p>結果として、本来であれば名古屋都心より自動車で60分程度の距離である津市に向かう際に、ともすれば3時間以上かかることが頻繁にあることから、ゴルフ場利用者が一昨年以降三重県を敬遠</p>	<p>津市西丸之内21 19 丸之内ジャスティスビル4階 三重県ゴルフ連盟 会長 諸戸 精孝</p> <p>(紹介議員) 大久保 孝 栄 東 豊 中 西 勇 服 部 富 男 今 井 智 広</p>	23年2回

	<p>する傾向が顕著に現れ、中勢・南勢地区のゴルフ場については月間来場者が前年対比20%減少する状況にありゴルフ場経営に深刻な影響を及ぼしている。</p> <p>その上、ゴルフ場経営については経営母体に対する固定資産税の宅地並み課税、およびプレーヤーに対してはゴルフ場利用税といった賦課が存在し経営を著しく圧迫する要因ともなっている。</p> <p>また、3月11日に発生をした東日本大震災の影響により南勢地区を中心とした海外旅行者を含むゴルフ観光集客の減少は2カ月を経過した現在に至るまで復調が全く見えない状況にある。</p> <p>ついては、かかる実情をご賢察の上、下記の事項について早期に対応を図っていただくよう請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 スポーツに対する利用税として唯一賦課されているゴルフ場利用税の減額など抜本的見直し</p>		
--	--	--	--

県土整備企業常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 2	<p>(件名) ゴルフ場経営振興及び利用者の利便性向上等を求めることについて</p> <p>(要旨) 三重県経済は、順調に拡大を続け、実質経済成長率においても国を上回る成長を遂げている。特に県内製造品出荷額の約7割を占める北勢地域は、石油化学工業や輸送用機械器具製造業、液晶・半導体製造業などの多様な産業が集積しており、国内でも有数の産業地域として活発な生産活動が行われている。</p> <p>また当地域は日本列島の中心という地理的優位性に加え伊勢神宮・熊野古道等の観光資源に優れているだけでなく利便性の良さから県内にはゴルフ場が65クラブを有し、年間来場者数は260万人を超える産業となっている。</p> <p>こうしたなか、一昨年2月に開通した新名神高速道路（亀山～草津田上IC）は東海圏と関西圏の利便性向上をはたす日本の大動脈として物流・</p>	<p>津市西丸之内 21 19 丸之内ジャスティスビル4階 三重県ゴルフ連盟 会長 諸戸 精孝</p> <p>(紹介議員) 大久保 孝 栄 東 豊 中西 勇 服部 富男 今井 智広</p>	23年2回

	<p>観光面における連携の進展に更に大きな期待が寄せられている。</p> <p>一方で、新名神高速道路が接続された東名阪自動車道では、接続以降から当初予想の2倍の交通量となる一方で交通渋滞が日常的に発生しており、休日ともなれば朝夕の時間帯を中心に大渋滞を引き起こしている。</p> <p>結果として、本来であれば名古屋都心より自動車で60分程度の距離である津市に向かう際に、ともすれば3時間以上かかることが頻繁にあることから、ゴルフ場利用者が一昨年以降三重県を敬遠する傾向が顕著に現れ、中勢・南勢地区のゴルフ場については月間来場者が前年対比20%減少する状況にありゴルフ場経営に深刻な影響を及ぼしている。</p> <p>その上、ゴルフ場経営については経営母体に対する固定資産税の宅地並み課税、およびプレーヤーに対してはゴルフ場利用税といった賦課が存在し経営を著しく圧迫する要因ともなっている。</p> <p>また、3月11日に発生をした東日本大震災の影響により南勢地区を中心とした海外旅行者を含むゴルフ観光集客の減少は2カ月を経過した現在に至るまで復調が全く見えない状況にある。</p> <p>ついては、かかる実情をご賢察の上、下記の事項について早期に対応を図るため、国に対して意見書を提出していただくよう要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 平成30年度完成予定とされている新名神高速道路（亀山西JCT～四日市JCT）の前倒しによる早期供用開始</p> <p>2 渋滞箇所である東名阪自動車道（四日市IC～鈴鹿IC）の付加車線設置</p>		
--	---	--	--

代 表 質 問

○議長（山本教和） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。43番 舟橋裕幸議員。

〔43番 舟橋裕幸議員登壇・拍手〕

○43番（舟橋裕幸） おはようございます。津市選出の舟橋裕幸でございます。新政みえを代表して、質問をさせていただきます。

知事選の最中に一度だけ知事の街頭演説を聞かせていただく機会がございました。こそっと車の中で聞いておったんですけども、前段に田村衆議院議員が防災のプロだというふうに褒めてみえました。続いてマイクを握られました鈴木候補は、3点のことを述べてみえました。私は若い、しがらみがない、公務員の給料は高い、この三つだけでその場を去られました。政策については何もそのときにはお訴えになりませんでした。これで投票した人もたくさんいるのかもしれませんが、それ以降、知事にゆっくりお話を伺うことができませんでしたので、この知事のマニフェストと、3日に配られました知事提案説明、そして、県政運営方針、この三つを読ませていただきましたので、その三つをもとにしながら今回質問をさせていただきたいと思えます。

それでは、1点目の知事の政治姿勢についてから、まず、1番目に、知事の言う改革とはということをお聞かせ願いたいと思えます。

鈴木知事は選挙戦において、三重を変えるのか変えないのか、三重から日本を一緒に変えましょうと常に改革を訴えられ、当選後の知事訓示においても、三重県を改革のトップランナーにすると述べてみえます。北川元知事も選挙戦において声高に改革を訴え、8年間で情報公開と県庁はサービス業であるという県職員の意識改革は進みましたが、県民の生活が大きく変わったという話は余り聞きません。知事はどのような方向性を持って改革を進めようとしているのか、知事のお考えをまずお伺いいたします。

次に、日本一、幸福が実感できる三重についてお伺いします。

知事マニフェストでは、しがらみと無駄を見過ごす古い県政の仕組みは通用しない時代が来た、新しい三重に変えるのは今しかないとあり、県民幸福実感度日本一を目指すとあります。次に、県民幸福実感度日本一にするため、しがらみと無駄をなくし、増税、借金をストップするとあり、続けて、防災対策、医療・介護・福祉対策、県民所得向上など、総花的内容がこの中に記載されています。

マニフェストにもあるように、人それぞれ幸せの形は異なります。知事提

案説明での、「自らの求めるものが充足されたときに幸福を感じる」、これは一理でしょう。そのために、マニフェストにあるように、しがらみと無駄をなくし、増税、借金をストップさせただけで県民幸福実感度が日本一になるとは私には到底思えません。また、知事提案説明にあるように、これまで県が取り組んできたものの、いまだなお途中にある施策展開について取組を加速し、しっかりと現実のものとするだけでも日本一は難しいと考えます。

知事の言う日本一、幸福が実感できる三重とはいかなるものか、また、どうすればよいのか、絵空事ではなく、具体的な内容で、かつ、県民の皆様理解できるように御説明いただきたいと思います。また、その指標や基準をどのように設定するかもお伺いをいたします。三重県は過去、一万人アンケートを行い、三重県の住みやすさや地域への愛着度を調査し、県行政の各分野44項目について、重要度や満足度調査を行ってきたことは知事も御承知だと思います。このアンケートとの整合性についてどのようにお考えか、あわせてお伺いをいたします。

第3点として、市町との連携についてお伺いします。

県行政を進める上で、市町との連携は、地域主権の時代にますます重要となってまいります。

県政運営の基本姿勢の第1を、現場を大切にし、地域の力を伸ばす県政として、車座トークを29市町で実施するとあります。野呂知事時代の本音でトークとどう違うのかわかりませんが、県民との対話重視でしょう。

第2には、様々な力を結集する県政とし、地域の団体やNPO、企業との連携の次に、国、近隣府県や市町との連携を大切にするとありますが、市町に対する書きぶりが非常に軽いように感じます。

知事マニフェストには、権限移譲や医療費無料化、介護施設の増設など、市町との同意や負担が必要なものが掲げられています。知事公約を実現するためには、市町と十分な連携、話し合いが必要であります。市町の首長との1対1の定期協議の創設は少しフライングでありましたけれども、知事は今後、各市町との連携をどのように進めるおつもりか、お伺いをいたします。

4点目に、知事の大選についてお伺いします。

知事は、36歳の若さを売り物に当選されました。柔軟な発想や行動力にあふれた若さは魅力ですが、人生経験の未熟さをもあわせ持つと言われていています。20歳以上離れた幹部職員と一体感を持って県政に当たることは、お互いにストレスのたまることでありましょう。そこで、就任早々、幹部職員への給与カットを打ち出し、職員が知事のために誠心誠意働こうという気が本当に出るのか、心配をしております。謙虚さを持って、お互いが胸襟を開いた中での議論と十分な信頼関係の構築に期待するところであります。

さて、過去三重県において、田川元知事は53歳で初当選され、6期を務められました。北川元知事、野呂前知事は2期でした。ちまたでは大選の弊害を説かれる方が多い今日、36歳の知事は一般的定年年齢60歳まで24年あり、6期務めることができます。十分な大選であります。知事の大選についての御所見を、御自身の任期についても含め、お伺いいたします。

最後に、しがらみのない県政についてお伺いします。

知事は選挙戦を通じ、しがらみのない県政を強く訴えてきました。当選後もこの表現を多く使っています。

議員は、支援者との関係は切り離すことができません。一度は国会議員の選挙に出られた知事ですから十分おわかりのことと思いますが、団体とのおつき合いは、利益誘導など、悪い印象が先行しがちでありますけれども、政策提言のための情報収集や、県政推進上の意見交換に有効な手段であります。

一方、知事は県民に対し、あまねく公平、平等であることは当然であり、しがらみのない県政などと現職知事が力んで多用することではないと考えます。知事のしがらみのない県政とはいかなるものか、お伺いをいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。舟橋議員より御質問いただきました点につきまして、答弁をさせていただきたいと思っております。

まずは、どのような方向性を持って改革を進めようとしているのか、こう

いう点でありますけれども、所信表明の中でも知事提案説明の中でも申し上げましたけれども、国民の間に暮らしへの強い不安や閉塞感が広がる中で発生した東日本大震災は、私たちにこれまでの生活のあり方そのものの見直しを迫っています。一方、海外においても多くの国々で、地球環境問題や少子・高齢化、財政の悪化などの課題に対して有効な解決策を見出せない状況にあります。人口増加や経済の右肩上がりの成長を前提としたこれまでの考え方が成り立たなくなり、既存の体制や枠組みの変革、パラダイムの転換というものが求められています。こうした中で私は、県民の皆様に対し変化というものを訴え、知事に就任させていただいたところであります。県民の皆様に、三重県は変わったな、三重県庁も変わったなと実感していただけるような改革に取り組む必要があると考えております。

しかし、舟橋議員がおっしゃるように、単に変わったというようなこと、あるいは県庁の内部だけにとどまるような改革であってはなりません。改革が県民の皆様の生活により変化をもたらす、改革の果実が県民の皆様に届くようにしていく、そういうことを意識していくことが大切であると考えております。そのような変化が実感できてこそ、県民の皆様が未来に夢と希望を持つことができるのであり、私はこうした考えのもと、新しい三重づくりに取り組んでまいります。そのためには、今後の三重県のあるべき姿とその実現に向けた政策展開の方向などを示す新しい県政ビジョンを策定し、県民の皆様と力を合わせて推進してまいります。

また、将来世代に過大な負担を残さないよう、健全な財政運営を図りつつ、必要な財源を確保することが必要です。このため、新たな行財政改革に取り組み、県の行財政運営について、聖域を設けることなく、ゼロベースで見直しを進めることにより、税金の使い方を変えていきたいと考えております。

なぜ私に変化、変化と申し上げるのかといいますと、釈迦に説法かもしれませんが、ダーウィンという進化論を唱えておられる方が、その世の中の生物とか生き物は単に強いとか賢いというので生き残るのではなく、変化をするものが生き残るのだというふうに、進化論で言っています。私は、県民の

皆様の生活を維持、発展させるという、そういう使命がありますので、この三重県というもの、そして、県民の皆様の生活を維持、発展させるため、そのために変化が必要だというふうに考えております。

また、世界で、今、世界一の携帯電話の会社でありますノキアという会社がありますけれども、ノキアという会社は146年前に創業されました。そのときは、製紙会社、紙をつくる会社でありました。しかし、紙をつくっていきなり携帯電話をつくるようになったのではなく、146年の間に、パソコンをつくったり、あるいはゴム製品をつくったりという形で、生き残っていくため、変革を続けてまいりました。そういう小さな変化、変化をつなげて、つなげて、つなげて、大きな変革にしていく、そういうことが大切ではないかなと私も考えております。ですので、派手な変革とか唐突な改革、そういうものではなく、しっかりと地道に、小さな変化であってもそういうものを積み重ねて、大きな花が開いて、県民の皆さんによかったなと実感していただけるような、そういう取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、日本一、幸福が実感できる三重とはいかなるもので、どうすれば実現できると考えているのか、また、そのため、指標、基準をどのように設定するのか、そのような御質問をいただきました。

その点につきましては、先ほどもありましたが、幸せ、幸福というものは人それぞれ違います。そういう前提のもとでありますけれども、私は、日本一、幸福が実感できる三重とは、まずは、自らと大切な家族や仲間の命と暮らしの安全・安心が確保されている、二つ目に、県民一人ひとりが個性や能力を生かして、自らの夢や希望に向かって挑戦できる、三つ目に、産業や経済が盛んで、地域に生き生きと働ける場が確保され、生活の豊かさが実感できる、四つ目に、人の役に立つ喜びを感じることができる、五つ目に、失敗をしてもやり直しをしていくことができる、そのようなことがあるのではないかなと考えております。

こうした中で、これからの三重県が果たすべき二つの大きな役割があると考えております。

一つは、ものづくりの拠点として日本経済をリードする役割です。三重県は、多彩な産業、技術の集積などを生かし、日本有数のものづくり県として日本経済を牽引してきましたが、このような今ある力を発揮することにより、県民の皆様が生活の豊かさを実感できるようにしていきたいと考えております。

もう一つの役割は、成熟した社会における新しい豊かさのモデルを示すことです。三重県は、自然、歴史、文化など、様々な資源に恵まれており、これらの資源を生かして、経済的尺度や物質的な豊かさだけではない地域社会のモデルを示していきたいと考えております。

私は、これらの二つの役割をしっかりと果たしていくことで、県民の皆様が、日本一、幸福が実感できるような三重を目指していきます。このため、今後の県政運営に当たっては、安全で安心して暮らすことのできる三重に向けて、人と地域が輝き個性や能力を生かすことのできる三重に向けて、働く機会に恵まれ産業や経済が活発な活力ある三重に向けて、の三つの分野で具体的な取組を進めていきたいと考えております。

新しい県政ビジョンを策定する中では、これまでと同様に施策に数値目標を設け、その達成度合いをはかることでその成果をお示ししていきたいと考えております。なお、数値目標としてどのような指標を設けるべきかについては、一万人アンケートのあり方も含め、今後検討してまいりたいと考えております。

また、舟橋議員から一万人アンケートとの整合性という御質問もございました。この一万人アンケートはこれまでの蓄積として県民の皆様の声も反映されているものであるというふうに考えておりますので、それもしっかりと参考にしてまいりたいと思っておりますし、例えば住みやすさという観点におきましても、今回は前年と比べて0.8%増加して約70%となっておりますけれども、しかし、まだ30%の方は住みやすいと感じていただけていない状況でありますので、その点をどうするかなども含めて、これから考えてまいりたいと思っております。

そして、市町との連携についてであります。

少子・高齢化や経済のグローバル化の進展に伴い、社会が大きく変化している中においては、自らの住む地域のことを住民自らが決定し、主体的に課題の解決に取り組んでいくことが必要とされています。住民自治を実現し、自立的な地域社会の形成を図るためには、地域社会の課題の解決に向け、住民、市町、県などの多様な主体が連携、協働していくことが必要であります。

このような中、県と市町との連携を強化するため、平成21年2月に、市長会、町村会との共管により、県と市町の地域づくり連携・協働協議会を設置し、県と市町の連携、協働や、適正な役割分担のあり方等について協議を進めてきました。

こうして、市町の地域における課題について包括的な意見交換を行うことで、市町とのパートナーシップの構築や相互理解の促進を図ってきたところでもあります。

県としましては、今後も引き続き、県内29市町とのパートナーシップを大切にし、各地域の実情に応じた適切な支援や補完を行い、県と市町の地域づくり連携・協働協議会等の場も活用しながら連携、協働して、個性豊かで活力ある地域社会の実現を図ってまいります。

続きまして、多選という問題について御質問いただきました。

まずは、就任したばかりであります。まずは、この与えられた任期4年というものを一生懸命頑張ってやり遂げるということに注力していきたいと考えております。

一方で、国の総理大臣が1年ごとにころころかわる。ころころかわることで、目先のことにとらわれたり、あるいは安定した政策運営ができなかったり、あるいは、時に必要な大胆な取組ができないなど、そういうことによって、日本の競争力、あるいは国力が落ちていっている。そういう事態もあると思いますし、それは国民のためになっていない、そのように私は考えておりますので、リーダーがころころかわるということもやはりよくない、そのように思います。

しかし、長くその座に座ることで硬直性や弊害が出てくるということも事実だと思います。そういう意味では、十年一昔という言葉もありますとおり、2期ないしは3期までというのが、これまでいろんな地域でも他の自治体でも議論されているような、そういう期間が一つの目安なのではないかなと、個人的には考えているところではあります。

続きまして、しがらみのない県政運営ということについて御質問をいただきました。

県政運営に当たって、県民の皆様のために県政を実現することが最も大切であることは言うまでもありません。

一方、個人、企業、団体など、県民の皆様にも様々な立場があって、必ずしもそれぞれの皆様が、立場の方々が、求めることが一致することばかりではないということも事実であります。

このような中、県政運営においては、ある特定の立場に偏ることなく、公平、公正であることが求められています。特定の立場に偏って政策や予算がつくられたり、維持されたり、あるいは逆にそういうものがつくられないということがあってはなりません。しがらみとは、そういう立場などに焦点を当てたものと、あとは、時間というものがあると私個人は思います。過去の経緯があるから、やめたいけど、やめるべきけどやめられない、そういうものもしがらみの一つなのではないかと思っております。

一概に、これまですべてやってきたことを否定すると言うつもりはありませんけれども、これからいろんな第三者の視点や県民の皆様との対話を通じて、事業については聖域なくゼロベースから見直すなど、正すべきものは正し、継続すべきものは継続していきたい、そのように考えております。

長くなりましたけれども、以上でございます。

[43番 舟橋裕幸議員登壇]

○43番（舟橋裕幸） 改革ですけれども、まず、イの一番はやっぱり県庁内から始まって県民生活にという波及、それもわかります。それから、県がやっていることというのは総合デパートと一緒にですから、多くの方の幅広いニー

ズに対してこたえていかなければならない、それもあります。そして、その起点として安心・安全という言葉がキーワードになってくる、これは前知事も私も随分長く使ってきた単語です。そういうものが集約されていくと、結果として、その一つの成果品として出てくる、今度策定されようとしているビジョン、てにをはは変わるけれども、何ら過去の総合計画と変わらないんじゃないのということになってしまいがちであります。

知事が5点ほどおっしゃられました。その5点の中で、特に知事として、日本一、幸福が実感できる三重というのはやっぱりすごく大きなアドバランですよね。今の知事答弁では、今までと違うところに、ここがポイントなんだというところが、結局今までの総合計画をつくりますというところに至る説明の内容については、何だ、知事がかわっても何も変わらへんやないかという感想を持つわけであります。

そういった意味では、もう少し絞り込んだ中のポイントを、日本一になるためのポイントをお聞かせいただきたいというふうに思っています。

それから、市町との連携ですけれども、過去からそういう協議会ができた、何かしてきました。確かに首長同士の連携も多々あったと思うんです。しかしながら、県民局がいわゆる縦割りとなって総合調整機能がなくなった関係で、どうしても、地域機関と市町、それから、もう少し職員レベル、そういうところの連携というのが最近非常に弱くなったという思いを私自身は持っています。

首長同士の連携だけではなく、そういう担当レベル、職員レベルでの連携というものについてもどうお考えか、この2点についてはもう一回お聞かせをいただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） まず、1点目の、五つの中でどれに重点を置いてやっていくのかという点につきましては、いずれも重要で、いずれも大切なものがあります。そして、過去と変わらないではないかという御指摘があるかもしれませぬけれども、守らなければならない利益、あるいは一定の行政の継続性というものも私は大切であるというふうに考えておりますので、今後でき

上がっていくビジョンの中で、その議論の中で、本当に今までと一緒なのか、あるいは変わったのか、そういうものをぜひ見た上で御評価をいただきたいと、そのように考えております。

そして、2点目でありますけれども、職員レベルでの連携ということにつきましては、私もまだ就任して50日ぐらいの中で、その市町の職員の皆さんとどういう連携がとれているのかというものは、まだ全貌を把握できているところではありませんけれども、そのトップだけでなく、やっぱり現場レベルでの積み上げの連携が必要であるという議員のおっしゃる点については、大変重要であるし、私も共感するところでありますので、そういう市町との現場レベルでの連携が進む方策というものについてもしっかりと検討してまいりますし、政策をやるに当たっても、県から押しつけるに何かを市町にお願いしてやるのではなくて、しっかりと意思を疎通する中で、連携を進める中で施策展開をしていきたいと考えております。

〔43番 舟橋裕幸議員登壇〕

○43番（舟橋裕幸） おっしゃるとおり、県から市に対して上意下達のような対応をすれば必ず反発が来ます。そうした中で、過去よく言われた、国の官僚が地方を見るような視点で対応されたら、当然市町はいい思いはしません。あくまでも三重県という地域の代表の首長が、地元のそれぞれの県下の29の市町の首長と対等平等でしっかりと議論をしていき、この地域の発展のために頑張っていこうという思いで進めていただきたいと思っておりますし、新たにつくられますビジョンにつきましては、議決事項にもなろうと思っておりますし、私たちが常任委員会でしっかりと議論をさせていただきたいなというふうに思っています。

しがらみについてですけれども、ある会社の役員さんが、舟橋君、今度知事と定期的に懇談する場があるで参加せえへんかというお誘いを受けました。しがらみの一つじゃないかなと思いつつ聞いてはいたんですけども。

続いて、財政運営に行きます。

まず、知事の肉づけ予算の評価についてお伺いします。

平成23年度当初予算は、知事がかわることもあり、一般会計で6506億円の骨格的予算でありました。財政硬直化の現在、新たな鈴木知事に残された予算額は、今議会に肉づけ予算として補正予算計上されたように、一般会計で313億円であります。この中で、知事公約が具体化されたのは、知事と県職員の給与削減、三重県版事業仕分け737万円と、内容がはっきりしない三重すごいやんか大賞200万円程度であります。知事の肉づけ予算に対する幸福実感度なり、御所見をお伺いします。

次に、無駄の排除についてお伺いします。

知事は、県の行う全事業をゼロベースで見直すことを公約に掲げてみえます。県の行う事業は平成23年度で1866件あり、毎年100件以上の事業が見直されてきました。知事は、歳出の見直しをすべてゼロベースで見直すとし、三重県版事業仕分けを行うとありますが、まさかどこかの団体に丸投げするようなことはないと思いますけれども、知事自身が査定を行うか否かも含め、どのような方法で行うのか、お伺いをいたします。

加えて、知事マニフェストの中で松阪牛の世界展開を行うための施設整備、8年以内に介護施設待機者ゼロ、住宅リフォーム1割負担や小学校6年生までの医療費無料化など、財政措置が必要な項目が多数あります。これらは、歳出見直しの中では特別扱いになるのでしょうか。また、これらを実施する上での財源措置をどのようにお考えなのでしょうか。お伺いをいたします。

3点目に、県職員の給与削減についてお伺いします。

今議会に、知事、副知事をはじめとする特別職や管理職を対象に、特例的な減額として、給与削減の提案がなされました。公務員給与は労働基本権の代償措置である人事委員会勧告制度にのっとって運用されるべきであり、制度無視の給与削減は、まことに遺憾であります。人事委員会も残念でありますというコメントが今日配られていました。

制度を無視した措置をするからには、確固たる理由と十分な説明責任を果たさなければなりません。知事マニフェストや知事提案説明を読むだけでは

よくわかりませんので、まず、今回の給与削減は、東日本大震災支援という不測の歳出に対応するための暫定措置なのか、知事マニフェストに記載された知事のお考えである、高過ぎる公務員給与を下げるための措置なのか、または財政再建のためなのか、知事の真意をお伺いします。

次に、知事の給与削減の理由に、東日本への復興支援、災害を受けた県内水産業への支援、緊急に取り組むべき防災対策と、3本柱になっています。東日本への復興支援費は1億8800万円で、うち県費1億4500万円、被害を受けた県内水産業への支援費は6億7700万円で、うち県費1億5000万円、緊急に取り組むべき防災対策費は62億400万円で、うち県費14億6600万円です。今年度の知事も含めた給与削減額は総計2億7519万円であり、東日本復興支援と県内水産業支援に必要な経費2億9500万円とほぼ同額であります。

東日本復興支援と県内水産業支援のみならば、期間も限定できます。一定理解もするところであります。しかし、このたびの給与削減を特例的な減額と言いつつも、さらなる防災対策に取り組むため、新たな財源を確保すべく、関係者の理解と協力を得るとあります。恐らく関係者は県職員のことでありましょう。つまり、今後の防災対策は、打ち出の小づちのごとく、給与カットにより財源を捻出することとなり、県行政を担う県職員の士気に大きく影響を及ぼすこととなります。今回の削減により生じた財源の使途について、改めて明確な説明を求めます。

県民所得常時全国3位以内という知事マニフェストがあります。県民所得常時全国3位以内にといいますと、県民所得の推移を見せていただきました。三重県は平成15年までは十数位でした。平成16年、17年が8位、18年が6位、19年が5位と順調に向上してまいりましたが、残念ながら平成20年は15位でした。また、上位ベストスリーは、1位東京都、2位愛知県は十数年間変わっていません。3位は、以前は神奈川県で、平成14年以降静岡県となっています。

知事マニフェストでは目的達成のために経営戦略会議の設置というのがうたわれていますが、これは恐らくもうじき実現するでしょう。日本初の中小

企業振興条例の制定というのもあります。これは、私たちが策定した新政みえビジョンに、中小零細企業を守るため、小規模事業者振興条例制定を目指すとして記載しています。同趣旨であれば、実現に向けて私たちも最大の協力をさせていただきます。ほかの事項は、数値目標でございました。実現は大変難しいんじゃないかと思っています。

そうした中で私は、県民所得向上のポイントは、やはり雇用対策と考えます。知事も、震災の影響を最小限に抑え、力強い本県経済の回復を確実なものとするため、三重の元気を支える雇用・経済対策を行うとあります。しかし、現実には、三重労働局が4月の有効求人倍率0.70、特に新規求人数は3月に比べ16.1%減少し、新規求人倍率は0.97と5カ月ぶりに1倍台を割り込むと発表したように、非常に厳しい状況です。三重県の県民所得常時3位以内は至難のわざと考えますが、知事の妙案をお聞かせ願います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 舟橋議員より御質問いただきました、まず、6月の補正予算に対する所見でありますけれども、今回の補正予算は、東日本大震災の発生を受けて、緊急に実施すべき復興支援・防災対策、これが一つ目、そして、三重の元気を支える雇用・経済対策の推進、これが二つ目、三つ目は、骨格的予算として編成した当初予算を年間総合予算とするための肉づけを行う、この三つの観点で編成をいたしました。

特に、東日本大震災を踏まえた防災・エネルギー対策を最優先課題と位置づけ、その中でも、東日本への復興支援、被害を受けた県内水産業への支援、緊急に取り組むべき防災対策、この三つを推進していくということにしております。また、財源の関係では、財政健全化、あるいは将来世代に負担を回さない、そういう観点から、県債発行の抑制にも努めた次第であります。

さて、政策集との関係について御質問もいただきました。

私が知事選挙時に政策集としてまとめた項目のうち、御指摘にありました三重県版事業仕分けや三重すごいやんか大賞、あるいは大都市圏での拠点の設置、あるいはフードバレーに関する調査の委託、あるいはクリーンエネル

ギーバレーをつくっていくための調査研究、そういうものなど多岐にわたって、それで完成というわけではありませんけれども、種まきという観点での計上をさせていただいたものを合わせますと、総額約155億円を計上させていただいているところであります。このような内容から、今回の補正予算は、これからの県政を進めるに当たり、新しいスタートへの種まきができた、そのように考えております。

続きまして、三重県版事業仕分けについてであります。

どのような方法で実施するのかということでもありますけれども、三重県版事業仕分けは、新たな行財政改革の取組の一環として、聖域を設けることなく、すべての事業をゼロベースから見直し、税金の使い方を変えていこうとするものであります。見直しは、平成23年度予算に計上されているすべての事務事業約1900本を対象に行います。

具体的な進め方としては、いきなりどこかの団体に丸投げするのではなく、庁内において、事業の妥当性、必要性、有効性、効率性、緊要性という五つの視点から評価、検証し、徹底した見直しを行います。その上で、外部有識者からの意見をいただきながら、さらなる議論が必要と考える事業を選定し、秋ごろをめどに公開の場で外部の視点を入れて幅広く議論をしていただくことを考えております。

また、事業仕分けの結果については、平成24年度当初予算など、今後の予算編成に反映していきたいと考えております。

その中で、私自身が査定を行うのかという点につきましては、私自身が仕分け人として参加することはありません。しかし、その事業仕分けの結果を、平成24年度当初予算など、今後の予算編成に反映させることについては、当然ながら、その判断を私も含めて行うこととなります。

続きまして、政策集で私が書きました各種施策について、歳出見直しにおいて特別扱いするのか、そして、財源をどうやって確保するんだという点につきましては、政策集に掲げた項目も特別扱いするつもりはありません。政策集で掲げた項目のうち、今回の補正予算で対応できなかったものについて

はしっかりと、施策の優先度、あと、先ほど議論にもなりました市町への押しつけになるかならないかと、そのような観点などもしっかりと検証した上で、新しい県政ビジョンを策定する中で、早急に検討していきたいと考えております。そのために必要となる財源については、将来世代に負担を先送りすることのないよう、事務事業の抜本的な見直しや総人件費の抑制など、新たな行財政改革の取組により確保したいと考えております。

続きまして、給与削減に関する御質問であります。

今回の東日本への復興支援あるいは県内防災対策などの措置は暫定的措置なのか、それとも高過ぎる給与を下げるための措置なのかということについての御質問であります。本県職員の給与制度は、地方公務員法に基づく人事委員会勧告等を尊重して設計、運用してきたものであります。先ほど、今回の人事委員会の御所見について、残念であるというお話がありましたが、一方で、やむを得ないという意見も書かれているところであります。

一方、本県においてはこれまでも、選択と集中による歳出の徹底的な見直しを進めてきたところでありますが、依然として極めて厳しい財政状況が続いています。このような中で、国難とも言うべき未曾有の大災害が東日本で発生し、この東日本大震災に係る復興支援や被害を受けた県内水産業への支援策、さらには緊急に取り組むべき防災対策等が喫緊の課題となっております。今般、それらの財源を緊急に捻出する必要があることから、今回の給与抑制措置は、人事委員会勧告によることなく、特例的に期限を設けて、やむを得ず実施するものであります。

そして、その給与削減により確保した財源の用途はどういうものなのかについての御質問であります。

6月補正予算においては、東日本大震災を踏まえた復興支援、そして防災対策として、総額で約70億7000万円の事業費を計上しております。御質問の中にもありましたとおり、その財源は、地震対策に係る公共事業を中心に、国庫支出金や有利な県債を活用し、一般財源としては約17億6100万円となっております。

このうち、東日本への復興支援や被害を受けた県内水産業への支援策、緊急に取り組むべき防災対策等の課題に対応するため、新たに、または既存事業に上乗せして、緊急に実施する必要のある事業に対して、給与削減により確保した財源を充当しています。

具体的には、東日本への復興支援として、東日本の被災地から県内に避難されてきた被災者の方々に対する支援や、被災地でボランティア活動を行う県民の皆様への支援、被害を受けた県内水産業への支援策としては、津波により甚大な被害を受けた魚類養殖施設の復旧支援や養殖業者への復興支援、また、緊急に取り組むべき県内の防災対策としては、避難所や避難経路等の整備への支援、堤防や道路など、既存施設の緊急的な点検、そういうものを行う事業であります。

続きまして、政策集で県民所得を常時全国3位以内にとしていたが、公約の実現に向けて妙案があるのかという御質問についてであります。

県内の雇用・経済情勢は、平成20年の世界的な経済・金融危機により急激に悪化しました。自動車や電子部品をはじめとする生産の大幅な減少などにより、平成20年度の1人当たり県民所得が前年度に比べて12.2%減と、全国一番の下落率になったところであります。本年に入り、生産において一部持ち直しの動きも出ていましたが、震災による経済活動の停滞、さらには浜岡原子力発電所の運転停止による電力供給不足への懸念から、先行きに対する不透明感が増し、依然厳しい状況が続いています。

本県には、先端的な産業から伝統産業まで、多彩な産業や技術の集積があり、また、豊かな農林水産業も盛んである、そのような県であると考えております。今後は、これまでの産業や技術の集積に加え、地域の資源や特性を生かした産業振興を図るとともに、産業間や企業間、異業種間の連携や海外とのネットワークの構築など、つながりを生かした取組を進め、県民所得の向上につなげていきたいと考えております。

舟橋議員が御指摘のとおり、妙案というものはないかもしれませんが。こういう大きい一つの政策をやれば県民所得常時3位というのが実現できるとい

うもので、そういうものがないかもしれません。

しかし、先ほど舟橋議員も御指摘のように、例えば雇用対策であったとしても、まだまだ、求人と求職のミスマッチのところであるとか、本当は、中小企業で働けば、小規模企業で働けばすごいやりがいを持って働けるのに、なかなか学生の人たちとかがそういうところに目が向いていないというようなこともありますので、確かに大変困難な道であるかもしれませんが、たくさん地道な努力を重ねる中で実現をしていきたいと思います。やはり大きなものは、県民所得の計算の中でもあるように、雇用者報酬と企業所得、この二つをいかにどう上げていくかということであると思います。

前者の雇用者報酬については、雇用の場をしっかりと確保するということをまず大前提としてやっていきたいと考えておりますし、大半を占める企業所得については、規模の大小を問わず、今ある企業をどう支援していくのか、それから、新たに企業を誘致して、そういう企業所得を生み出していくということ、それから、今、いろんな状況の中で流出していく企業などもありますけれども、そういう企業の流出を防いでいく、そういうような観点などを積み重ね、重ね合わせていくことで企業所得を上げ、その結果、県民所得の向上につなげていきたい、そのように考えております。

また、中小企業振興条例の件につきまして、新政みえのマニフェストの中にあるものと同趣旨なのかという御質問につきましては、今、この三重県には8万8000事業所がありますけれども、99%、ほぼ100%に近い事業所、大半が中小企業であり小規模企業であると考えております。いずれにしてもその活性化をなくしてはこの三重県の経済を立て直すことはできないと考えておりますので、建設的な議論の中で進めていきたいと、そのように考えております。

[43番 舟橋裕幸議員登壇]

○43番（舟橋裕幸） 事業仕分けですけれども、三重県も平成十七、八年ごろに一度、試行的にやっているんですね。うまくいったのならずと継続されておられると思うんですけれども、一回やりっ放しで終わっているんです。知

事も参加せずに職員の中でやっていたのであれば、従来の廃止、リフォームだとか、いろんな事業の精査と何ら変わらへんやないかという思いがありますので、今後のその事業仕分けについては聞かせていただきたいと思います。

知事のマニフェストというか、公約のものもゼロベースですというお話がありました。しかし、県行政が事業を組み立てるに当たって、何にも詰めずに予算化をするということはないんですよ。すごいやんか大賞というのは、ぼんっと200万円が出て、これは何だって全員協議会で聞いたら、いや、これから詰めますと。こんなばかな予算の組み方というのは今までなかったです。それは、ある面ではきっと知事に対する職員の最大限の配慮なんですね。こういうようなことも起こり得ますので、知事の公約の中での様々な課題についてはこれからも注目させていただきたいと思います。

給与削減ですけれども、東日本支援、それから県内水産業の支援、そして新たな防災対策という3本柱でおっしゃってみえます。一貫してその3本柱でやりますというお答えを今いただきました。私は3本目の新たな防災対策を外したらどうですかということをお聞かせいただいたつもりなんです。なぜならば、3本目の緊急に取り組む防災対策を入れるということは、新たな財源を求めることになります。また、期間が2年で終結しないということをお話しているわけでありまして。つまり、知事が冒頭におっしゃった特例的な減額というのが長期に及びますよという、うそをついたことになるわけでありまして。改めて、緊急に取り組むべき防災対策をこのたびの特例的な減額から除外すべきと考えますけれども、その点についてはお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、もう1点、マニフェストで公務員の給料は高いというお話が出ました。一方、県民所得は常時3位以内を目指すというふうにおっしゃってみえます。じゃ、地方公務員はこの県民所得常時3位以内だとか県民満足度の対象外なんですか、ということも聞かせていただきたいと思っております。

○知事（鈴木英敬） まず、1点目の今回の特例的な給与削減の中で県内の防災対策を外してはいかがかという点につきましては、県内防災対策の中でも、

避難所、避難経路の整備であるとか、堤防や道路などの既存施設の耐震性能の緊急的な点検であるとか、緊急に取り組まなければならないものも多数含まれておりますので、今回の議員のおっしゃるような中長期的なものだけではなくて、緊急的なものが多く含まれているという考え方で、今回の特例措置、特例的な給与削減の部分充てているということでもあります。

そして、2点目の対象外なのかということについては、対象外ではありませんけれども、先ほど来、御説明をさせていただいておりますとおり、今回の東日本大震災、そして、それに伴う県民の皆様の災害、地震に対する危機感、不安感、そういうものを考えたときに、やむを得ずやらなければならないことであるという、そういうような考え方で今回取組をさせていただいたということですので、御理解を賜ればと考えております。

[43番 舟橋裕幸議員登壇]

○43番（舟橋裕幸） 日本一給料の安い知事を標榜してみえますが、あなた個人の給料が低いのは勝手です。しかし、恐らく知事在任中、副知事の給料は、バランス上、上がることはないでしょう。県職員の給料というのは、地域の賃金水準の基準となっています。市町の職員をはじめ、多方面に大きな影響があることをきちんと認識していただきたいと思います。また、知事は、職員には丁寧な説明をしていくとありますけれども、管理職への給与削減は管理職に対してメール1本、そういう荒っぽさであります。個人の生活にかかわる問題ですから、十分な丁寧さを持って対応していただきますようお願いをします。

ちょっと時間が押してきましたので、防災力向上についてお伺いします。

まず、新地震対策行動計画についてお伺いします。

3月11日に発生しました東日本大震災は、死者1万5000人を超えました。亡くなられた方々に対し心より哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げ、被災地の一刻も早い復旧、復興を願うところであります。

東日本大震災は、想定外の規模の地震であったと言われております。確かに

マグニチュード9.0や15メートルを超える津波が押し寄せることは想定されていなかったでしょうし、原子力発電所の安全神話がもろくも崩れ去るとはだれも思っていなかったかもしれません。

しかし、現実には大規模地震が発生し、地震、津波、原発事故に風評被害の四重苦に東日本は苦しんでいます。私たち県議会も、東日本大震災に関する復旧・復興支援調査特別委員会を設置し、できる限りの支援を行う立場を表明しました。知事は、今年度、特に力を注ぐ第1項目に、防災・エネルギー対策を挙げています。私たちも今回の選挙にて、東日本大震災を教訓とした防災計画の見直しや防災力の向上について、県民とお約束をしまいいりました。しっかり取り組みたいと思っています。

さて、県は平成21年第1回定例会において、従来の三重県地震対策推進条例を、風水害対策も加味した三重県防災対策推進条例に改正され、風水害対策アクションプログラムを策定しました。従来からあった地震対策アクションプログラムは第3次が策定中でありましたが、3.11以降休止中であります。県政運営方針によると、津波浸水予測調査や公共施設の緊急総点検を行い、緊急地震対策行動計画（仮称）の策定など、必要な対策に取り組むとし、国の中央防災会議の被害想定調査等を踏まえながら新地震対策行動計画（仮称）を策定するとあります。休止中の地震対策アクションプログラムが、知事がかかわると新地震対策行動計画に変わるのかなと苦笑いしながら読んでおりました。

津波浸水予測調査や公共施設の緊急総点検など、県がやるべき課題、市町がやるべき課題、県民の防災意識の向上などは、わざわざ緊急地震対策行動計画など策定せずとも、計画を策定する時間を省き、できることから早急に実施すればよいと私は考えています。そこで、緊急地震対策行動計画策定の必要性や、緊急地震対策行動計画と新地震対策行動計画の位置づけやすみ分けを具体的にお示しいただきたいと思います。また、中長期的な新地震対策行動計画のポイントについて知事はいかががお考えか、お伺いします。

次に、自助、共助の機能強化についてお伺いします。

緊急地震対策行動計画や新地震対策行動計画を策定しても、実行が伴わなければ絵にかいたもちであります。従来より防災力を向上させるためには、自らの命は自らで守る自助、第一義的に地域で助け合う共助、公が県民の生命、財産を守る公助が十分に機能し、有機的に連携することが肝要であると言われてまいりました。公の役割として、公共施設の耐震化や道路、堤防、橋梁などの改修、改築が求められますが、多くはハード事業であります。たくさんの方の予算と時間が当然必要であります。当然この対策も早急に進めなければなりません、当面の改善策として、自助、共助の機能強化を図るべきではないでしょうか。

今回の震災で、三重県において津波避難勧告が出たにもかかわらず、ほとんどの住民が避難しなかったと報告があります。堤防は急に15メートルの高さにできませんけれども、人は判断すれば20メートルの高さに逃げることができます。まず逃げるという意識の徹底が求められます。そして、災害別に、どこへ逃げるかの徹底も必要です。また、高齢社会を迎えた今日、被害を最小限に抑えるには、いかに地域で共助の機能が働くかが大きな分岐点になると考えます。知事は、防災力向上に向けて、自助、共助の機能強化のために県の果たすべき役割をどのようにお考えか、また、どのような対策を進めるおつもりか、お伺いします。

時間の都合で4点目も聞かせていただきます。

知事マニフェストに、県議会議員の定数や報酬の削減がうたわれています。私たち県議会は、自ら様々な議会改革に取り組んでまいりました。平成18年には県議会において全国初の議会基本条例を制定し、平成22年には議会改革が評価されまして、マニフェスト大賞最優秀議会改革賞も受賞しました。今後も、さらなる議会改革に取り組む決意であります。

議員報酬については従来、人口規模や他の都道府県とのバランスで決定されてきた経過があるため、現在、議員報酬などのあるべき姿を議論していただく第三者機関を設置し、答申をいただくための議論を進めているところであります。議員定数削減についても、私たち新政みえは、県民の皆様にお示ししま

した新政みえビジョンに明確にうたっています。実現に向け、今後議会で議論を始めるつもりであります。知事からわざわざ議員の定数や報酬について御指導いただく必要はないと考えております。大きなおせっかいであります。

それぞれが県民の選挙で選ばれる二元代表制の一翼を担う議会、特に、改革先進議会と評され、その自負を持つ三重県議会に対する認識もお答えいただけます。お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきました、緊急地震対策行動計画の必要性や、新地震対策行動計画との位置づけやすみ分け、また、その新地震対策行動計画のポイント、これは何だという御質問についてでありますけれども、3月11日に発生いたしました東日本大震災では、強大な津波が避難所等を襲い、多くの住民が犠牲となり、国や自治体がこれまで想定した被害を大きく上回る大災害となりました。東海・東南海・南海地震の発生が今世紀前半にほぼ確実視されている三重県として早急な対策に取り組む必要があり、既に避難所や避難方法等の総点検を、できることからやらなければならないという意識のもと、開始しているところであります。

こうした取組を、緊急、集中的、かつ的確に進めていくためには、市町等と意見交換を行い、計画的に実行していく必要があると考えております。国においては東海・東南海・南海地震が連動した場合の被害想定を推計する予定ですが、その結果が出るまでには相当の時間を要することが予想されます。しかし、県内での津波避難体制の整備などには速やかな対応が必要となることから、市町の津波避難対策への支援などを盛り込んだ緊急地震対策行動計画を9月までに策定、公表し、同計画に基づく取組を進めてまいります。

この緊急地震対策行動計画は、例えば安全な避難所の確保、避難路整備のほか、住宅等の耐震化、防災教育の充実などの、命を守るための施策を早急に実行していきたいと考えています。

また、国が現在進めている防災基本計画の見直し結果や新たな被害想定結果を踏まえると、県の減災目標などもこれまでと異なる内容になることが予

想されます。こうしたことから、平成24年度に国の新しい方針等も踏まえて新地震対策行動計画を策定し、取組を進めることとします。

この新地震対策行動計画では、緊急地震対策行動計画での取組に加え、医療救護、帰宅困難者対策などのソフト事業、地震に強いまちづくり等、社会基盤整備に係る事業などを含めた総合的な地震対策として、4年から5年程度の中期的計画として策定していきたいと考えております。3次のアクションプログラムと名前を変えただけ、というものではないということでありまして、先ほど申し上げましたとおり、国の被害想定結果などが変われば、その3次アクションプログラムなどでも書かせていただいていた減災目標なども変わってくるわけでありまして、単に名前を変えたというものだけではないことは申し上げておきたいと思えます。

続きまして、自助、共助の機能強化に県がどういう役割を果たすのか、その点についてであります。

平成21年3月に施行した三重県防災対策推進条例では、自らの身の安全は自らが守る自助、自らの地域はみんなで守る共助、行政、防災関係機関が担う公助の三つを柱に、県民が力を合わせて災害に強い地域づくりを目指すことを基本理念に掲げています。

自助の推進に当たっては、東日本大震災のような大規模な地震が発生した場合、議員からも御指摘がありましたけれども、いち早く自ら判断して高台へ逃げるとことや、平常時から住宅の耐震化、家具の固定化などを率先して実行することで、自らの命を守るということを目指しております。

共助の推進につきましては、地域を守るため、自主防災組織や地域の一員である事業者の皆さんが力を合わせて防災に当たることが大事になってきます。

このような自助、共助の取組を支援することが県の重要な役割であると考えています。東日本大震災を目の当たりにし、県民の皆さんの防災への関心が強くなってきていることから、災害時に適切な行動がとれるよう、市町とともに、避難訓練等の実践的な取組、地域の防災リーダーの育成や防災啓発

活動の実施により、自助、共助の意識をより高めていく取組を推進していきたいと考えております。

続きまして、三重県議会に対する認識というところでありますけれども、三重県議会では、分権時代を先導する議会を目指すという基本理念のもと、これまで様々な改革に取り組まれてきました。議員からもありましたように、平成18年に都道府県で全国初となる三重県議会基本条例を制定され、平成20年には定例会年2回制を全国に先駆けて導入されました。また、議員間討議の充実や県民の議会への参加機会の拡大などにも取り組まれるとともに、平成21年には外部有識者で構成される議会改革諮問会議を設置され、その最終答申も踏まえて、さらなる改善、改革に取り組まれているところです。こうした取組の成果として、議員提出条例は全国トップクラスの件数となっていると認識しております。

このように、議会の機能を高め、積極的に議会改革に取り組んでおられ、全国から議会改革先進県と言われていることに対して、心から敬意を表したいと、そのように考えております。

一方、私も新たに県民から負託を受けた知事として、未来に夢と希望を持つことのできる新しい三重づくりに向けて、強い使命感を持って、県政の改革に全力で取り組んでいく決意でおります。

住民の皆さんが自治体の長及び議会の議員を直接選挙する二元代表制のもとで、議員と知事はそれぞれが県民の負託にこたえる責務を負っていますので、私は、お互いその役割を踏まえ、切磋琢磨していくことが大切だと考えています。議員の皆様とは、常に対話と緊張のバランスを持って、県民にとってプラスとなる建設的な議論を真摯に行い、よりよい三重県を築き上げていきたいと考えております。

また、私が政策集で議員定数の削減や議員報酬の削減について触れていた点については、あそこには、数値目標とか、そういうものについて、何も書いてなかったと思います。これは、私自身の思いとして、三重県の議会が改革先進県であるということの十分な認識のもと、県議会の皆さんが自発的に、

積極的に御議論いただけるものと信じており、その観点からあの項目を書いたということでありますので、私が何かおせっかいなことをするとか、そういうことではなく、議会の皆様の自発的な議論によって改革が進められることを期待しております。

〔43番 舟橋裕幸議員登壇〕

○43番（舟橋裕幸） 防災対策ですけれども、ある新聞の社説に、自然の猛威を力でねじ伏せるより、それを受け入れる思想が日本の伝統思想である、日本は西洋と異なり、自然と共存できる防災や国づくりを目指すべきであるということがありました。まさにそうだなと思います。そういった思想を十分入れていただきながら、今後の計画を見ていきたいというふうに思っています。

新政みえは先ほど申しあげましたように、候補者全員でこの新政みえビジョンをもって皆様にお訴えをさせていただきました。今後、私たち新政みえは、この新政みえビジョンを原点として知事と政策論議を進めていきたいと思っておりますので、後でプレゼントしますから、十分御一読をいただきたいと思えます。

三重県庁というのは、県民を乗せた大きな客船だというふうに思えます。知事という船長のもとで、エンジンを担当する人、かじを持つ人、見張りをする人、そして、乗客である県民にサービスをする人、そういった方々が一体となって客船を運航しなければなりません。大きな船でありますから、当然、急なかじ取りは危険であります。君子豹変するという言葉もあります。改めるべきところは潔く改めながら、あらしの中でも安心して乗船できる、運航できるためには、クルーが一体感を持って三重県丸が推進されますことを心から御祈念申し上げて終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 38番 前野和美議員。

〔38番 前野和美議員登壇・拍手〕

○38番（前野和美） それでは、津市選出の前野和美でございます。

自民みらい会派を代表いたしまして、質問をさせていただきたいと思いません。

改選後初の県議会ということで、県議会議員の皆さん方におかれましても大変な激戦を勝ち抜かれてこの議場にお出ましをいただきました。私もその一人の間でございまして、これから4年間、御指導や御鞭撻をいただきますように心からお願いを申し上げたいと思えます。

知事におかれましても激戦を勝ち抜かれての御当選でございまして、まことにおめでとうでございます。私たちも自民党を挙げて御支援を申し上げ、自民党推薦の知事候補として、県民の皆さんが三重県の若きリーダーとして、大いに期待をして支持をされた結果であります。

自民党推薦候補の知事当選は、青木知事2期目の当選のとき以来、実に60年ぶりの知事でありますから、県政をどのように導きかじ取りをしてくれるのか、その期待は非常に大きなものがあります。

知事は、私もよく知事と一緒に選挙の街頭演説もやらせていただきましたが、今、舟橋さんが言われていましたが、しっかりと政策も述べていただいておりますというふうには思いません。

その政策の後に、大阪府の橋下知事は38歳で初当選、高知県の尾崎知事は40歳で初当選、そして、何より我が尊敬する坂本龍馬は32歳で日本の未来を切り開く大改革を成し遂げたと。今こそ三重の開国のとき、新しい三重のリーダーを選ぶのはこの選挙、改革するのか放置するのか、前進するのか停滞するのか、鈴木英敬36歳、必ずやります、私はこれを聞いて、めっちゃ格好よかったですと思っています。

知事、失礼かもしれませんが、正直申し上げて言い過ぎになるかわかりませんが、これだけのフレーズで有権者の心をつかんで当選をしたのかなと、そんなところもございまして。

しかし、大阪府の橋下知事や高知県の尾崎知事の政治改革の取組、そして、また、幕末の志士の坂本龍馬に鈴木知事の姿を重ね合わせて、必ずやってくれるだろうという期待感の高揚が最高に達して当選に結びついたんだと、こ

んなふうにも思っております。

これも、有権者が新しいリーダー像を描くとき、これまでの既成政党のリーダーが有権者の期待をことごとく裏切ってきました。信頼が全く得られていないのが現在の既成政党であると言えます。

東日本大震災による被災を受けた方々の救済を一日も早く進めなければならないにもかかわらず、国では政局絡みの争いが依然として続いております。

民主党、菅政権に不信任案が提出をされると、与党からも不信任案賛成派が出る気配が高まってまいりました。可決するののかと思えば、一夜にして菅総理が一定時期を見て身を引くとの発言から挙党体制が整いまして不信任案は否決され、逆に菅内閣が信任をされました。

私も、これでやっと被災地の復旧、復興に全力で取り組んでもらえるものと思ひ、信任された内閣でありますから頑張ってくださいとマスコミの取材にコメントしたのですが、その翌日には、いつやめるのか、やめる時期は言った覚えがない、書いてもない、今度は挙党体制を組んだはずの民主党政権の政権与党の中で内輪もめが起こっております。国民はあいた口がふさがらない。あきらめや、ため息が出るばかりであります。

国民は、東日本の大震災は大東亜戦争以来の国難ととらえ、被災者へできる限りの支援をと、救援の手を伸ばしています。今だからこそ、国家、国民が一致団結をしてこの国難を乗り切らなければなりません、知事はこのような現状をどのようにとらえておられるのか、質問に入ります前にお伺いをいたしたいと思ひます。

よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 前野議員より御質問いただきました現在の国の状況でありますけれども、まさに東日本の大震災を踏まえて、この国難をいかに乗り切るかということが大変重要な時期であると、重要な時代になっているというふうな認識であります。

これは国を挙げて取り組まなければならないものであり、県としてもしっ

かりと協力をし、やっていかなければならないと考えております。何よりは、県民の皆さんがこの国難の時代において、不安や危機感を、少しでもお持ちの危機感や不安感を払拭できるように、その命や暮らしを守っていくということが大切であるというふうに思っておりますので、私自身もリーダーシップをとって、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

前野議員がおっしゃった、国に対する今の国難の状況、その点は大変共感をしているところであります。

以上です。

〔38番 前野和美議員登壇〕

○38番（前野和美） ありがとうございます。強い決意も聞かせていただきまして、防災知事と言われる知事でありますから、この未曾有の災害をしっかり、ともに乗り切っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきまして、知事の政治姿勢についてお問い合わせをさせていただきたいと思っておりますが、この3日には知事の所信表明をお聞かせいただきました。

正直言ったことを申し上げますが、選挙戦で示されました政策集に比べますと、まず、迫力がないというのが私の実感であります。

地方選挙でも、知事選挙、あるいは市町村選挙では、マニフェスト選挙が定着しております。知事におかれましても政策集を出され、知事に当選をすれば実行すると県民に約束をされてきております。知事に就任をされてわずか1カ月余りでありますから、現場を見なきゃならない、県民とも会わなきゃならない、時間を割いてレクチャーを受けられても時間がなかったために、思い切って変化を求めるような施策を挙げるができなかつたり、あるいは、ここは変えなきゃという思いがありながら、内情がわかってくるとなかなか手をつけられない等のことがあったのではないかと推測いたしております。

三重県の課題を総花的にちりばめただけで、知事の言う、改革するのか、

前進するのか、その思いが伝わってきません。知事の提案説明にもありましたように、これから1年かけて長期県政ビジョンをつくられるということでもありますから、期待をいたしたいと思います。

知事職は執行機関の総責任者ですが、その前に、選挙で選ばれる政治家でもあるわけであります。

最近の政治家は夢が語れないとよく言われます。まず知事自身が自分の目指す夢を県民に語りかけ、その夢が県民とともに共有できるものを強く打ち出していきたいと、こんなふうに思います。

政治家、鈴木英敬知事の政治姿勢について少し語っていただく時間をとりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 前野議員から御指摘いただきました、所信表明、知事提案説明において迫力がなかったということについてでありますけれども、もちろん実行するに当たっては、先ほどの舟橋議員の議論の中でもありましたけれども、県庁の皆さんと一体となって進めていかなければなりませんので、いろんな優先順位をつけたり、もともと思っていた形と完全ではないというようなこともあるかもしれません。けれども、先ほど前野議員からも御指摘いただきましたように、しっかりとお約束をさせていただいてのことでありますから、信念をぶらすことなく、覚悟を持って取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

政策集については、4年間の知事の任期において優先的に取り組みたい事項として、新規に着手するものや既存の政策、事業を見直すもの、実現の目標や方向性を示したものを記載しています。

政策集の内容につきましては、先ほど前野議員からもおっしゃっていただきましたように、新しい県政ビジョンを策定する中で改めて整理をしていながら進めてまいりたいと考えております。

県政を進める上で、県議会の皆様とは緊張感を持って取り組んでいきたいと考えています。議会と執行部が、時には激しく議論を闘わせ、また、時に

は立場の違いを超えて協力し合いながら、常に県民の視点に立ち、政策をレベルアップさせていくことができると考えております。

また、私が進める新しい三重づくりは、年齢、性別、障がいの有無などににかかわらず、すべての県民の皆様とともに取り組んでいきたいと考えております。県民の皆様には、三重県や地域社会への関心を高めていただき、お住まいの地域をよりよくするため、様々な形で県政に参画していただきたいと考えています。

職員に対しては政策の実現に向けて対話を重ね、答えを見出していくという姿勢で臨んでいきます。職員一人ひとりが県民の皆様の生活を最優先に考え、責任を持って行動ができるよう、先頭に立って引っ張っていききたい、そのように考えております。

〔38番 前野和美議員登壇〕

○38番（前野和美） ぜひ県政ビジョンにつきましては、しっかりとこれまで知事が政策集で約束をされてこられましたことをちりばめていただいて、素晴らしいものをつくっていただきたいというふうに思います。

知事の目指すリーダー像ということで質問をするんですが、知事が職員を前にした知事就任のあいさつでも、再び三重県を改革のトップランナーにしていきたいと、こう言われております。

再びということは、これは私の勝手な邪推かわかりませんが、元北川知事時代のことを指すんだろうというふうに思いますが、北川知事の著書に生活者起点の行政改革に取り組んだことが書かれております。読まれた方もたくさんあるかと思いますが少し紹介をさせていただきますと、行政改革を進めるための入り口として、選挙戦で相手方を応援した職員とのかかわりについて、徹底的に対抗するのも一つ的手段だと考えたとも言っておられます。県民さえ味方についていけば戦える、県民が味方になった知事に職員は逆らえませんが、逆らえば逆らうほどつらくなるという原理が働くと、それも一つの手であると。

しかし、私はそれでは行政効率が落ちると考えた。それなら、私が裸に

なって職員と話し合いをする中で、迎合のない、悪いことは悪い、間違っていることは間違っていると言える異文化を注入して頑張り抜いてやろうと腹に決めたと、こんなことが書かれております。

さらに、優秀な県職員の皆さんはまじめで倫理観は高いけれども、彼らの中には前例踏襲だとか自分たちが絶対だという思い込みがあって、行政改革や教育改革をやろうとしても県民という視点が抜けていて、職員の職員による職員のための改革であったり、文部科学省の文部科学省による文部科学省のための改革であったり、学校の先生による学校の先生のための改革ばかりで、学生のためとかの改革であったり生活者や県民が主役の改革になっていないと、職員の意識改革を何度も促して改革のスタートが切れたと、こんなふう書いてあります。

知事も今、御答弁をいただいたように、職員の皆さん方としっかり話し合いを、議論をして県政の運営に当たっていききたい、こういう発言をいただきましたので、私も安心をしておりますけれども、しかし、いろんな政治スタンスがございまして、名古屋市の河村市長は圧倒的な県民の支持のもとに、どちらかといえば議会を悪者に仕立て上げて、知事の提案を否決するのは市長不信任案と同じと、そういうことで、議会選挙に合わせて自ら市長を辞任して、市長選挙で圧倒的な強さで勝利をして、市民の市長信任を取りつけました。その後の展開で議員報酬の半減や10%減税を勝ち取ったわけでありませぬ。

一方、大阪府の橋下知事は、大阪府が財政的に大変厳しいと、府民が困窮した生活をしているのに、府民の納めた税金で生活をしている府職員が優雅な生活をしているのはいかがかと、これは府職員を悪者に仕立て上げ、府民を味方につけて自分の施策を思いどおりに通していこうという方法をとっております。

いろんな手法があって賛否両論ではありますが、知事は執行機関の長であるのですが、その前に選挙で選ばれる政治家でもありますから、有権者を味方につける、このことが自分の施策を実行するための大事なことであ

りますけれども、そういうことも踏まえて、知事のリーダー像はどんなものか、お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 私のリーダー像というところでありますけれども、職員に対しましては、先ほども申し上げましたとおり、しっかりと対話をして、そして、一緒に答えを導き出していく、現場にともに行って同じものを見、そして、答えを出していく、そういう姿勢で取り組んでいきたいと思っております。

やはりいろんな地域の風土とかもあって、大阪府や名古屋市、そういうところで通用する手法が三重県で同じく通用するとも思いません。やはり三重県は、三重県がこれまで積み重ねてきたいろんな組織の文化や風土、そういうものもありますから、そういうものをしっかりと認識した上で、内部のリーダーシップという点については取り組んでいきたいと考えております。

また、リーダー像ということにつきましては、私は、政治家というところでは元総理大臣の中曽根康弘さんを尊敬しており、また、歴史上の人物では、先ほど前野議員も出していただきましたけれども、坂本龍馬というのを尊敬しております。

なぜにこの2人なのかと、リーダー像という点で少し申し上げれば、まずは、大局観を持って、自分たちの目先だけじゃなく、例えば坂本龍馬は、当時みんなが藩というものばかりに意識が行っていたところを国全体を見ていた、あるいは中曽根元総理も、憲法や教育基本法など、そういう大きな視点で物事をとらえていた。

そして、二つ目は、異なる価値観を持った人であってもそれを受け入れ、それをパワーに変えていくということ。

中曽根総理大臣は後藤田正晴さんという方を、今までは派閥が同じ人が官房長官をやっていましたが、むしろ全然違う後藤田さんを官房長官にし、国政をやっていった。あるいは坂本龍馬も薩長同盟をやり、異なる価値観を持っている人たちが結びつけて改革に結びつけていった、そういうこと。

あとは、中曽根元総理もそうですけれども、時に批判があっても先のこと

を考えて、将来のことを考えて改革を断行するという、そういう姿勢も尊敬しております。当時は行政改革をやられ、国鉄を民営化しました。あのときは大反対もありましたけれども、今、JRになってよかったなと思う方も多くいると思っております。

また、そういう全般的なリーダーシップだけじゃなく、有事のときという観点では、リーダーシップというと内部のガバナンスのことばかりに注目が行きますが、むしろ今回の三県の知事なんかを見ていると、やはり外に連携を求めていたり、いろんな情報発信をしていくというような外的なパワーと、外に向かったのパワーというの、有事においては必要だというふうに考えますし、また、前野議員も冒頭おっしゃっていただいた、有事のときだからこそ夢や希望を語る、そういうリーダーが必要であると思います。

まだまだ私が申し上げた五つの点に到達していない部分もたくさんありますけれども、これからしっかり努力を重ねてやってまいりたいと思います。

〔38番 前野和美議員登壇〕

○38番（前野和美） どうもありがとうございました。

しっかり県民と夢を共有できるようなすばらしい施策を出していただきまして、その施策を応援していただくのは、我々もそうでありますけれども、やはりバックで応援をしてもらう職員の皆さん方でもありますので、その辺、十分心して頑張っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

それでは、続いて2問目の質問に入りたいと思います。

防災、地震津波対策についてということでございますが、史上類を見ない広域災害となった東日本大震災、心からお見舞いを申し上げます。

6月6日現在の警察庁の発表によりますと、死者が1万5373人、行方不明者8198人、建物被害53万8999棟、その内訳は、全壊、全焼が11万1305棟、半壊が7万1936棟、家屋浸水が7233棟、一部破損が32万118棟、それから、非住家が2万8407棟、未曾有と言われる大災害でありました。

こうした被害の中、9万8303人の方が現在もまだ避難生活を強いられてお

られます。いつ避難生活から解放されるのか見通しのない、窮屈な状況にあります。被災を受けた地域の震災対策に問題はなかったのか、検証する作業も始まり出しました。

一部新聞報道ですが、触れてみたいというふうに思います。

一番として、ライフラインが途絶えた影響が思いのほか大きかった。情報は混乱、錯綜し、自治体と各種企業や団体との連携はすべて順調とはいかなかった。自治体と企業、団体との災害協定は機能したとは言えない。連携先である自治体や企業、団体も同じように被災をし、想定どおり運用ができなかった。

被災後、すぐに必要なものとして対応した中で機能しなかったものが列記されておりました。

その1として、飲料水協定を結んでいた相手企業も被災を受け、輸送拠点を移さなければならなかった。

その2として、発電機などの物資を供給する団体との連絡がとれず、停電期間終了後になってしまったと。

その3として、災害ごみ無償収集もガソリン不足からごみ収集車が動かさなく、計画どおり進まなかった。

この記事を読んで、災害範囲が広範囲だっただけに、例えば飲料水協定を結ぶにしても、県内や隣県だけではなく、三重県で言えば北海道や九州といった同時被災の心配のない団体、事業所等も含めて協定が必要であるんだなということを感じております。

避難現場での反省も語られていまして、反省その1として、市内の一時避難所と市との情報のやりとりが混乱し、食料配給などが非常に遅れてしまった。

反省その2として、全市内の避難所には避難所運営マニュアルが備えられておりまして、物資、食料の調達に必要な様式は定められていたにもかかわらず、市側に伝える手段そのものが断たれていたため、全く機能をしなかった。

それから、反省その3として、避難所に送る職員は地元事情のわかる地元職員を派遣してほしい。

以上のような記事であります。これも現地の声を披露させていただきましたが、知事は当選されるといち早く宮城県に赴き、現地の被災状況や今申し上げたようなことをつぶさに確認されてきたんだらうと推測をいたしております。

我が三重県にも東海・東南海・南海地震が想定をされており、30年以内の確率は東南海地震が70%、南海地震が60%、東海地震はいつ起こってもおかしくないと言われています。いずれかの地震が引き金となりまして、他の地震を誘発して3連動の地震の可能性も高まってまいりました。何よりも早く地震対応をしなければなりません。知事が現地で知り得た情報やそれに対する対策など、知事の感想と意見を聞かせていただき、東日本大震災に対する支援のあり方についてお伺いをいたしたいと思っております。

まず、御答弁ください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 前野議員より御質問いただきました、東日本の大震災、その惨状を目の当たりにしての私の思いということでもありますけれども、今回の東日本大震災では、先ほど議員も御指摘いただきましたような未曾有の被害が生じました。私は知事に就任する前に、被災地、宮城県に赴き、仙台市、石巻市、女川町を訪問いたしました。

被災現場の状況を見たり、避難所で生活しておられる方々とお話をさせていただいたりもしました。その状況は想像を絶するものであり、国を挙げて被災地の復旧、復興に向けた支援を行う必要があると、そういうことを痛感しました。また、同じ日本人として、今立ち上がらないでどうするのかと、そういう思いにも至った次第であります。

また、同時に、こういうことを三重県で繰り返してはならない、そういう強い思いも持ちましたので、県内で津波被害を受けた水産業に支援を行うとともに、県民の皆様が安全で安心して暮らすことのできる三重に向けて、地

震・津波対策の見直しや県全体の災害対応力の強化を行い、災害に強い地域づくりを一層進める必要があると決意したところであります。

国においては東海・東南海・南海地震が連動した場合の被害想定を推計する予定ですが、その結果が出るまでには時間を要することが予想されます。

しかし、県内での津波避難体制の整備などには速やかな対応が必要となることから、先ほど前野議員も御指摘いただいたような東日本大震災から見えてきた課題、そういうものを踏まえて、市町の津波被害対策への支援などを盛り込んだ緊急地震対策行動計画を9月までに策定、公表し、同計画に基づく取組を進めてまいります。

なお、これまで策定を進めてきた第3次地震対策アクションプログラムに関して、国の防災基本計画の見直し結果や新たな被害想定結果を踏まえると、減災目標など、これまでと違う内容になることが予想されます。こうしたことから、平成24年度に国の新しい方針等も踏まえて新地震対策行動計画を策定し、取組を進めることとします。

また、東日本に対してどのような支援を行っていくのかという点につきましては、これまで約3カ月にわたり、職員の派遣であるとか救援物資の送付、いろんなもの、いろんな支援をこれまでも行ってまいりましたが、一職員の派遣をとったとしても、刻一刻とニーズが変わっているところであります。

5月16日より庁内に東日本大震災支援プロジェクトというものを設置し、専任の者も置いております。それを置きました結果、この1カ月で、例えば南三陸町で町長の秘書を派遣してほしいとか、そういう細かなニーズが見える、そういうパイプができてくるようになりました。今後は、刻一刻と変化するニーズに対応するために、新たにできたパイプを生かして、きめ細かに対応をしていく、そのような所存でございます。

〔38番 前野和美議員登壇〕

○38番（前野和美） どうもありがとうございます。

まず、三重県内の今後の地震に対するいろんな事業展開というものも当然やっつけていかなければならないと思いますが、非常に莫大な予算が要るように

思います。

今、事業仕分けとかいう話もございましたが、その辺も当然やりながら、選択と集中によって県民の生命を災害から守るということ、緊急な課題としてやらなければならないと思いますが、そこで、少し県の財政状況にも触れてみたいと思いますが、県税収入につきましては、リーマンショックに端を発した世界的な経済危機によりまして、平成21年度には前年度と比べて実質で500億円以上減少しております。その後も低水準にありましたが、ようやく回復の兆しが見えてきたところでした。

そこに、今回、甚大な被害をもたらしている東日本大震災が発生をし、5月の月例経済報告によりますと日本の景気は大震災の影響により弱い動きとなっているとのことでありまして、本県の県税収入の動向も不透明な状況にあります。

地方交付税については地方税収が厳しい中で、もちろん必要な総額確保を県としてしっかりと国へ要求していかなければなりません、現実問題として、国は巨額の財政赤字を抱え、さらに今回の大震災の影響により、原資となる国税も減少することが懸念をされます。地方交付税に多くの期待をすることは正直厳しいのではないかと思います。

このような中で、歳出においては少子・高齢化の進展などにより、医療や介護等の社会保障のための経費が毎年増大をしています。平成15年度の予算額で480億円余りでありました社会保障関係費は、平成23年度当初予算では800億円となっております。さらに、公債費についても県債残高が増加する中で、三重の財政によれば平成23年度に1000億円を超えて年々増加していく見通しとなっております。人件費2286億円とあわせ、義務的経費の増高は財政を硬直化させ、投資的経費を圧迫いたしております。頼みの財政調整のための基金残高についても、本来ならこうした災害等の緊急対応のために、最低でも10億円程度を残すべきだと考えますが、6月補正でわずかに4億円という状況であります。

一方で、東日本大震災の発生を受けて県民の不安は増大をしております、

県としては必要な事業に的確に対応する必要があります。特に防災対策につきましては、緊急に取り組む必要があると考えております。

知事は地震対策の早急な見直しを進めるとのことでありますが、これまで議会とともに進めてきた第3次地震対策アクションプログラムの取り扱いについてはいかが考えておられるのか、あるいは、第3次アクションプログラムの中間案でしたので、修正を、さらに見直しに入っておられるのかもかもしれませんが、今回特に優先をして予算をつけたり、大幅な見直しもされるのかということをお尋ねいたしたいと思います。

今回の地震で、舟橋議員からも出ておりましたが、いかに命を守るかが問われました。いかにして短時間で避難するという課題に対し、県と市町でどのような役割分担をしていかれるのか、この辺もお尋ねをしたいと思います。

昨日の新聞にありましたように、津市では3万人の避難場所を確保するために、3階以上で警備員がいて24時間避難所として可能な民間ビルの所有者に協力要請をする募集を始めると、的を得た素早い動きに期待をいたしております。一方で、志摩市では標高の低い地域に避難用のタワーを設置する方向で協議に入ることが明らかになりました。小・中学校、それから幼稚園、保育所には子どもたち用のライフジャケットを配布する考えも明らかにされたところであります。いずれの対応も市民の期待にこたえたものであり、命の安心・安全に頑張っていたきたいというふうに思います。

市町が今回の津市や志摩市のように民間の施設を活用したり、あるいは避難対策を実施する場合、県として支援はあるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

今回の東日本大震災では、人々が逃げ惑い、それでも津波に命を奪われる惨劇をテレビやインターネット配信で知ることになりました。我が三重県では津波避難勧告が出ているにもかかわらず、避難者率は今回も非常に低い数値となりました。この惨劇を二度と繰り返さないためにも、住民避難意識の低さを改善する取組が必要であると考えております。どのように進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

先ほども申し上げましたように大変厳しい財政状況の中ではありますが、その財源をどのように捻出していくのか、あわせてお伺いをいたしたいと思えます。

○知事（鈴木英敬） 今、御指摘いただきました、厳しい財政状況の中で、どのように財源を生み出していくのかという点、本県の財政状況は、歳入面では雇用・経済情勢の先行きの不透明さが増す中、議員も御指摘がありましたように、県税収入に多くを期待することが困難な状況にあり、また、歳出面でも、社会保障関係経費、あるいは公債費の増加が見込まれるなど、一段と厳しい状況であると、そのように認識をしております。

こうした厳しい財政状況の中、東日本の復興支援や被害を受けた県内水産業の支援、また、緊急に取り組むべき防災対策等の課題に対応する必要があります。このための財源を緊急に確保するため、6月補正予算において、まずは、私をはじめ、特別職や管理職員の特例的な給与の減額を行うこととしました。

今後、県民の皆様の安全・安心を確保するため、さらなる防災対策等に取り組んでいく必要があります。

その財源につきましては、事務事業の見直しなどの不断の行財政改革の取組を進める中で、捻出をなるべく将来世代に負担を回さないような形で努力してまいりたいと、そのように考えております。

また、少し繰り返しにもなりますけれども、第3次地震対策アクションプログラムとの関係のことについて御指摘がありました。先ほども申し上げましたが、これまで策定を進めてきた第3次地震対策アクションプログラムに関しましては、国の防災基本計画の見直し結果や新たな被害想定結果を踏まえると、減災目標など、これまでと違う内容になることが予想されます。

先ほども答弁しました東日本の大震災を踏まえて見えてきた課題、議員が御指摘いただいたそういう課題というものも新たに出てきておりますので、そういうものも含めまして、平成24年度に国の新しい方針なども踏まえて新地震対策行動計画を策定し、取組を進め、先ほど議員から御指摘もあった東

日本大震災から見えてきた課題に、県民の皆さんが不安感を持たないような形での計画をつくっていくことを、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○防災危機管理部長（大林 清） 私のほうから3点答弁申し上げたいと思います。

まず、御指摘のありました短時間でいかに避難するかということに対して県と市町としてどういう役割を担っていくのかということでございます。

三重県では東海・東南海・南海地震が連動発生した場合に、津波が熊野灘沿岸の最も早いところでは10分以内に、伊勢湾の沿岸でも1時間以内に到達する可能性があるかと想定をされております。そうした中では、いかに早く逃げるかということが重要になってまいります。市町におきましては、そうした場合に津波注意報、警報が発令された場合にはいち早く地域の方々に避難勧告、避難指示を出すという責務がありますし、また、住民の方々に的確かつ迅速に避難行動をとらせるという重要な役割がございます。

そうしたことのためには、やはり避難施設を整備する、避難路を確保する、あるいは日ごろからハザードマップであるとか避難計画づくりを住民の方々と一緒になってやっていくと、そういったことを市町のほうは担っていただいているのかなというふうに思っております。

そして、県の役割といたしましては、そうした市町や地域の取組を支援していくことと、もう一つ、やはりそういった地域で活躍していただく防災コーディネーターのような人材育成をしていくことが県としては重要になってくるかなと思っております。

今後とも、市町の方々、地域の方々としっかり連携をしながら早く逃げる体制づくりをしっかり進めていきたいというふうに思っております。

それと、2点目の御質問がありました、市町が民間施設活用等をした場合の支援はどうかということですが、県内では津波避難タワーでありますとか、民間施設も含めて外づけ階段を整備したビルなんかは津波の避難施設として、これまで28カ所の整備が行われております。

こうしたことに対する県としての支援策としましては、市町が行う公共施設、あるいは市町の方々が民間と協定を結んでいただいた上でビルに外づけ階段を整備するとか、そうしたことに對して、地域減災対策推進事業の中で補助を行っております。

また、避難所とか避難所に必要な備蓄品を集めることもこの補助の中で支援を行っておりますので、今後しっかりと、少しでも早く避難施設の整備が進むように、こうした県の制度についても市町のほうにしっかりと説明をしていきたいというふうに思っております。

それと、3点目、非常に意識が低いじゃないかという課題がございます。

今回の、この東北地方太平洋沖地震におきましても、実際に沿岸で津波警報が出された、また、避難指示等も出されたにもかかわらず、実際避難された方は0.69%という実態がございます。しかしながら、今回の大震災の被害を県民の方々も目の当たりにして、非常にやっぱり地震に対する関心、津波に関する関心が高まっているという状況がございます。先ほど答弁。

○議長（山本教和） 当局へ申し上げます。答弁は簡潔に願います。

○防災危機管理部長（大林 清） しましたように、しっかりとそういう避難訓練等々、市町と一緒にする中でこうした防災意識も高めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔38番 前野和美議員登壇〕

○38番（前野和美） ありがとうございます。今いろいろ御説明をいただきましたとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

しかし、ハード面でも三重県内ではいろんなやらなきやならんことがたくさんあると思います。

海岸堤防の改修、これは当然、今、力を挙げていただいてやっておられるわけですが、継続して、引き続いてお願いを申し上げたいと思いますし、私の近くの津市のまちの中でもそうなんです、ため池等もたくさんありまして、震度5の地震で恐らく危険だと思われる箇所も、県内ため池の

数は3517カ所、そのうち農業ため池が3132カ所、地震のときに点検をしなければならぬというため池が349カ所もあるんですね。ですから、この辺の強化というものも当然やっていかなければなりませんし、海では津波と言いますが、逆に山のほうでは山津波ということも当然考えられますから、その辺の対策もしっかりよろしくお願い申し上げまして、時間がありませんので次の質問に入りたいと思います。

次、1次産業の推進についてということで質問をさせていただきます。

1次産業の振興につきましてお伺いいたしますが、これまで本県の産業、経済は、県北部を中心とする、ものづくりの高い技術力を生かした製造業を中心に進められてきました。本県の製造品出荷額は平成21年度で約9兆3000万円、全国で第9位となっております。県民1人当たりの製造品出荷額では全国1位となっています。本県の製造業や先端産業が日本の経済を牽引してきたと言っても過言ではないというふうに思います。

しかしながら、近年のリーマンショックに端を発した世界的な経済環境の悪化や未曾有の災害をもたらした東日本大震災により、これまで県経済をリードしてきた製造業を中心に、産業構造が国内外の経済動向に大きく左右されてしまうことが明らかになりました。

本県の特徴の一つである自動車産業などでも、今回の震災によりまして東北、関東の零細な部品工場が被災したことにより部品調達が滞り、製造ラインがストップしてしまうといったことが新聞でも報道されました。現代ではグローバルなサプライチェーンの中で産業が動いているため、県外の要因により生産が滞ってしまうといった産業構造の脆弱さが明らかになってきたんだろうと思います。

そのような経済情勢を受けて近年、県内経済は停滞をして税収も落ち込み、地域の雇用も縮小をせざるを得ない状況となっております。その結果、地域経済は低迷し、さらに雇用、経済が悪化するという負のスパイラルに陥ってしまったのだというふうに思います。

このような状況の中、今こそ外部の経済環境やグローバルなサプライチェ

ーンに左右されがたい産業という意味で、地域に根差した1次産業の活用が重要になっているのではないかというふうに思います。

1次産業は、その地域にある資源を活用する、地域の特性に合った産業があります。かつての1次産業は地域の経済を支え、多くの雇用を生み出してきました。しかしながら、高度経済成長の中で2次・3次産業の所得は増加をしていきましたが1次産業の所得は増えず、相対的に所得格差が大きくなる中で、主要な労働力は製造業などに流れていきました。その結果、1次産業の後継者不足や高齢化が加速的に進んでいったのであります。

これまでの本県の経済は、ものづくり技術の集積を生かし、製造業を中心に発展をしてきましたが、本県には豊かな農地、山、海があります。そのような変化に富んだ県土を生かし、1次産業を戦略的に組み込んだ産業構造を構築していくべきではないでしょうか。

また、江戸時代の昔、人々は無尽などで積み立てをして、そのお金で全国各地から日本人の心のふるさとと言われる伊勢もうでをしました。その結果、日本じゅうの情報が伊勢に集まるとともに、全国から集まってくる人々に三重県の文化が食を提供したり、土産物として三重県の物産が販売されることによって、それが全国へ情報発信となって出ていっておりました。しかし、今はやはり、人、物、金は東京に集中をしております。東京で戦略的な情報発信をすることも大変重要であります。

そこで、近年の長期に及ぶ景気の低迷や震災による経済の停滞、計画停電など、電力供給の問題などが危惧される今こそ、地域に根差した1次産業をもうかる産業に転換し、就業機会の創出につなげていくことが、本県の産業政策上、極めて重要なことであると思いますが、知事の御所見をお伺いしたいと思います。

また、これまで1次産業に対する政策は、つくるまで、とるまでの政策を中心に進められてきた嫌いがあります。これからは、売れるものをつくることを育てることで、1次産業がもうかる産業に変革をしていくことが望まれる施策ではないかと考えております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問のありました、地域に根差した1次産業の振興が、本県の地域経済の再生、雇用の受け皿になっていくのではないかという御質問についてでありますけれども、農林水産業は、安全で安心な農林水産物の安定供給をはじめ、多面的機能の維持など、様々な役割を果たしているだけでなく、地域経済や雇用はもとより、地域社会を支える重要な産業であると認識しております。

しかしながら、経済のグローバル化の進展や消費ニーズの多様化などによる需要減少や価格低下により農林水産業が低迷し、地域の経済、雇用に大きな影響を与えています。こうした状況を踏まえ、これまでのつくる、とる、そういう農林水産業から売れる農林水産業へ転換をしていくことを目指し、消費者が支持する農林水産物を安定的に供給することで、地域の経済、雇を支える産業として再生していくことが重要であると考えております。

このため、これまで担い手の確保や生産基盤の整備とともに、6次産業化や農商工連携、地産地消運動の推進、マーケティングを活用した地域人材の育成など、消費者の視点で考える取組を進めてきました。

今後は、これらの取組を推進するとともに、農林水産業の持つ能力を最大限に引き出し、もうかる産業へと転換していくため、新たに食を担う多様な知識や知恵が集積するみえフードバレー（仮称）を創設し、農水産物の生産から商品やサービスの開発、販売に至る一連の取組を総合的に支援してまいります。

また、林業においては、三重の木やアカネ材などの売れる木材の取組強化に加え、木質バイオマスのエネルギー利用など、新たな需要開拓を行い、県産材の需要拡大を進めていきたいと考えています。

さらに、三重県にはすばらしい農林水産物があるものの、十分に知られていない、そういう面もあることから、三重県営業本部を立ち上げ、私自身が営業本部長となって、農林水産物の販路開拓や情報発信など、トップセール

スに邁進し、もうかる農林水産業を実現してまいりたいと考えております。

〔38番 前野和美議員登壇〕

○38番（前野和美） ありがとうございます。時間が押してきましたのでパネルも出したかったと思いましたが、手元に資料を配っておりますので、またぜひごらんいただきたいと思います。

1次産業をしっかりと育てることが、三重県のこれから大きな課題になってくると思います。しかし、生産者自らが販売や加工というものを手がけることは並大抵なことではありませんので、ぜひ県が、あるいは行政がそういったところの手助けをできるような施策をひとつ考えていただいて、お願い申し上げたいと思います。

次、時間がないので進ませていただきます。

子どもたちの学力向上についてであります。学力については、知事は御自身の政策集の中でも、公教育の再生や学力と規範意識を身につけることが重要であると言われておられて、このことからわかるように、知事は教育に対して相当の思いをお持ちなんだろうとお見受けをいたしております。

私としましては、子どもたちの学力の定着・向上は、将来の三重を担う人づくりの観点から非常に大切なことであると共感できることがあります。

さて、全国の小学生の学力をあらわす一つの尺度として、全国学力・学習状況調査があります。

国の資料によりますと、この調査は平成19年度から文部科学省で実施をされており、国語や算数・数学といった教科に関する学力の調査と、児童・生徒の生活習慣や学習環境等に関する学習状況の調査、両方を調査すると言われております。

その結果から見ますと、本県の子どもたちの状況は、全国と比べ大変厳しいものがあると感じているところであります。例えば平成22年度の結果を見ますと、本県の平均正答率は、中学生の一部を除き、総じて全国平均を下回っておりまして、全国順位がすべてとは言いませんけれども、本県は下位に低迷している状況にあると言えます。また、学力・学習状況調査が始まった

平成19年度からほぼ同様の傾向を見せておりまして、今後さらなる学力の向上を図る必要があるのではないかと考えるところであります。

また、この全国学力・学習状況調査の学習状況を見ますと、本県の子どもは家庭学習の時間が短い、予習、復習の習慣が少ない、テレビやビデオの視聴時間が長いなどの傾向が見られます。こうした学習習慣や生活習慣をあらわす多くの項目が全国平均を下回っております。学力の向上には、このような学習習慣や生活習慣の課題を改善することも必要なのではないのでしょうか。

ところで、私は4年前に、学力の先進県である福井県を訪ねたことがあります。教育関係者と懇談をする機会を持ちまして、福井県は、住みやすさ、それから持ち家率などの暮らしやすさの指標が全国上位にあることはよく知られておりますけれども、その教育関係者との懇談の中でわかってきたことは、夫婦共働き率が高い、同時に3世代同居率も高いという状況にあります。子どもたちは学校から家に帰っても、家にだれかはいるという状況で、家庭における生活習慣や学習習慣についても、いつもだれかが気を配ってくれると、また、地域行事への子どもたちの参加が多く、地域の子どもは地域で育つという土壌があります。

これらのことは福井県ならではの風土といえますか、県民性を感じるころであります。家庭や地域を挙げて子どもたちを育てていこうとする風土、県民性が福井県の学力を支えている、福井県が学力先進県である所以ではないかと、そんなふう感じたところであります。

子どもたちの学力を育てていこうとするとき、昔からよく言われる読み、書き、計算といった基礎的、基本的な内容について、私は徹底して身につけていくべきではないかというふうに思います。そして、この基礎的、基本的な学力を使い、将来自立した人間として生きていく上で、立ち足はかかる困難なことも、ひるまずに挑戦して解決していく力も重要であります。

これらを兼ね備えた子どもたちを、学校だけでなく家庭や地域が協力して、みんなで子どもたちを育ててゆくことが、今こそ必要ではないかというふうに思います。

知事は政策集や去る6月3日の全員協議会でも教育に力を入れられ、とりわけ学力向上に向けて、並々ならぬ決意を述べておられます。子どもたちの学力向上について、今後の方針を含め、改めて知事の御所見をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきました、教育改革、とりわけ学力向上に向けてどのような取組をしていくのかという御質問でありますけれども、知事提案説明でも申し上げましたとおり、大きな時代の変化の中で教育の果たすべき役割というのは大変大きなものがあると思います。そのために、次世代の育成や新たな知の創造に向けて、未来への投資という観点で積極的に教育に対して注力をし、教育立県、そういうものに向けた取組を進めていきたいと考えております。

やはり、何をにおいても人であると、政治も、行政も、産業も、医療も、すべて人がやるわけでありまして、人づくりが最重要、基本にあると考えております。

また、過去の歴史をひもといても、国のリーダーとかが国難に当たったとき、例えばレーガン、ブレア、サッチャー、あるいはフィンランドもそうでしたけれども、そういうところ、国難のときにこそ教育に力を入れて、その危機を乗り越えてきたということがありますので、私もそういうことを参考にしっかりと教育に力を入れてやってまいりたい。

そして、教育格差というのは絶対にあってはならない。親の経済力、そういうものなどに左右されて子どもの可能性が閉ざされたりしてしまうということがあってはならないと思っておりますので、そのためにも、学力と規範意識を身につける機会をしっかりと保障すべく、教育の再生に取り組んでまいりたいと考えております。

教育委員会では昨年度、これからの10年を見据えた新しい教育ビジョンを策定いたしました。これからの教育の目指す方向は、このビジョンで示されています。今後、三重県教育改革推進会議で、学力向上、キャリア教育の充

実、郷土教育の推進などのテーマについて、さらに具体的な取組の検討を進めていただきたいと考えております。こうした議論を通じて、教育立県に向けた確かな枠組みづくりを進めたいと考えております。

また、議員から御指摘がありました学力調査との関係では、調査結果の活用、指導方法の改善、家庭との連携、そういう点で改善すべきという項目が幾つかあります。そういうものをしっかりと認識して取り組んでまいりたいと思いますし、先ほど議員から御指摘のありました福井県のような成功事例との関係についてもしっかりと研究をして取り組んでまいりたいと考えております。

〔38番 前野和美議員登壇〕

○38番（前野和美） 時間がありませんので最後の項目に入りたいと思いますが、せんだってG8サミットで、菅総裁が、エネルギーの問題ですが、2020年度に1000万戸の住宅の屋根に太陽光発電を設置するという国際公約を表明されました。

これは、1000万戸というと原子力発電の30基分に相当するそうですが、知事も、孫正義さんと面識があるようでありますけれども、メガソーラーを三重県にもという発言もされておりますので、最後にその辺だけ聞かせていただきまして、一つ提案をさせていただきますと、もし三重県でメガソーラーをしていただくのなら、木曾岬干拓地が広くあいておりますので、その辺もひとつ考えていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 議員御指摘のエネルギーの関係でありますけれども、まさに浜岡原発の停止など、東日本大震災を踏まえて、福島第一原子力発電所の事故などがあって、エネルギーをめぐる状況は一変をいたしました。

本県といたしましても、今年3月に中間案を三重県新エネルギービジョンということでお示しさせていただきましたけれども、この一変したエネルギー状況を踏まえてしっかりと、市町あるいは有識者の皆さんと、意見も聞きながら、今年度中に新エネルギービジョンというものを取りまとめていき

いと考えております。

メガソーラーのことにつきましては、孫さんがおっしゃっている、そういう枠組みのみならず、例えば宮崎県とか、これまで県独自でメガソーラーの取組をやってきた県などもありますので、そういう県などの取組を参考にしながら取組を進めて、検討を進めてまいりたいと考えております。また、候補地につきましては、そのやり方なども踏まえてしっかりと検討をまいりたいと考えております。

〔38番 前野和美議員登壇〕

○38番（前野和美） どうも、大変長時間にわたりましてありがとうございます。時間配分がうまくいきませんでしたもので大変聞きづらいところもあったかと思いますが、しっかり我々も新しい知事のもとで議論をさらに深めていって、三重県の発展のために頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、これで終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○議長（山本教和） 暫時、休憩いたします。

午後0時19分休憩

午後1時30分開議

開 議

○副議長（中村進一） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質

疑

○副議長（中村進一） 日程第2、議案第7号から議案第19号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。41番 前田剛志議員。

〔41番 前田剛志議員登壇・拍手〕

○41番（前田剛志） 議長のお許しをいただきましたので、15分間の時間でございますが、議案について質疑をさせていただきたいと思っております。

今回は、議案第7号、平成23年度三重県一般会計補正予算（第4号）の県内の防災対策について絞り込みをしながら、二、三項目聞かせていただければと思います。

前置きは抜きにしまして、質問項目だけの確に質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

まず、1点目は、津波の浸水予測調査についてであります。先ほどの代表者会議の中でも、必要性、国の見直しを待っているのはタイムリーではない、その部分については当然理解もしますし、県独自で進めていく必要があると思っております。

ただ、県独自で進めていく中で、この東日本大震災の分析すら国もまだできていない状況であろうかと思っております。さらには、いろいろな学者の方が、いろいろな有識者の方が発表されてみえる形もございます。さらには、愛知県においても同様の見直しに着手されるという動きの中でございます。三重県として当然、早く、より早く進めていかなければいけない状況ではあるんですが、結果、国の防災基本計画の見直し結果とのギャップが生じたときに、当然、安全率をかけていけば過大投資になっていきます。安全率を低くすれば再度見直しをしなければいけない。そういったリスクを背負っての見直しになっていこうかと思っております。

その点について、まず1点、知事のお考えをお聞かせいただけたらと思っております。

○防災危機管理部長（大林 清） 今回の避難体制を緊急に見直していきたい

というふうを考えております。そして、今回の津波浸水予測調査につきましては、その検証を進めるための基礎調査ということで、早急に取り組みたいというふうに思っております。

その調査の方法としましては、確かにまだまだ課題の全容ははっきりしていませんけれども、東日本大震災の際、沿岸で観測された津波の高さがありますとか、また、県内にこれまでに津波が襲っておりますので、過去の津波も含めた津波の状況を考慮しながら、専門家の意見もいただきながら、県独自の津波浸水予測調査を行っていきたいというふうに思っておりますのでございます。

〔41番 前田剛志議員登壇〕

○41番（前田剛志） 少し音がこもっており、聞き取りにくい答弁でございます。ぜひとも知事のお考えがございましたら一言でも結構でございますのでお聞かせいただけますか。

○知事（鈴木英敬） 前田議員御指摘のように、過剰投資になるリスクがあるのではないかと、あるいは足らざる部分が出てきてしまうのではないかとという御懸念についてはおっしゃるとおりだと思いますので、そういう過剰投資、あるいは足らざる部分というのが出ないように、もちろん国もずっとストップしているわけではありませんので、国も検討を進めながらこちらも進めるということでもありますので、国と随時情報交換をしつつ、また、実際に避難所の関係などで実行をしていただく市町とも緊密に連携をとりながら、今、議員が御指摘いただいたような懸念、リスクがないように取り組んでまいりたいと思います。

〔41番 前田剛志議員登壇〕

○41番（前田剛志） 突然の御指名だったみたいで御迷惑をかけまして済みません。それなりの御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

先ほど申しましたように、愛知県も既に、見直し、スタートいただいています。愛知県と三重県が想定結果が違うということがあっては、私は基本的にいけないと思っています。したがって、愛知県もどういう調査方法をされ

るのか、十分情報交換をさせていただいて、愛知県と整合性を、隣の県ですので、同じ伊勢湾の中であるという部分の中で、その点だけは強く要望申し上げたいと思います。

それとともに、2点目が情報の発信でございます。県民の皆様方は、東日本の大震災を受けた中で非常に不安な状況を思ってみえます。特に、私が住まわせていただいているのは海岸の近くでございますので、東北のような大津波が来るのではないかと、そういう日々の生活の中で、数多く質問をいただく機会もございます。

いつごろに調査結果が出されるのか、できるだけ早い時期に、国もある程度中間案も含めながら6月末には一定の整理をしながら出すという考え方もございますので、三重県としても必要な情報を迅速、的確に、県民の皆様方の不安を少しでも解消できるような形の中で情報を提供いただきたいと思います。

あわせて、避難所の整備を含めながらの事業が今議会の中で補正予算で上げられております。ややもすると、避難所を整備しても結局そこが浸水で津波の被害に遭ってしまうということになれば、当然無駄になってしまう補助になるかと思っておりますので、そういった考え方もあわせてお聞かせをいただければと思います。

○防災危機管理部長（大林 清） 今回の津波浸水予測調査につきましては、この議会で議決をいただいた後に調査に取りかかることとなりますけど、おおむね調査の期間としては3カ月程度を考えております。

まず、先ほど言いましたこれまでの県内の津波の高さ等々をベースに、できるだけ早く浸水予測を出していきたいというふうに思っています、その情報につきましては、市町の方々への情報提供、中間的な報告も含めてしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

それと、補助金につきましても、確かに手戻りがあるとはいけないんですけれども、一方で市町のほうからも早急に対策をしていきたいというお声もいただいておりますので、今回、6月補正ということで所要の予算を計上さ

せていただいたところです。できる限り、先ほどの津波浸水予測調査なんかも適宜情報提供する中で、的確に整備が進めていただけるように、県としてもしっかりと情報を市町と共有していくように頑張りたいと思っております。

〔41番 前田剛志議員登壇〕

○41番（前田剛志） ありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。市町としては既に避難所の整備を含めながら事業が動いているというのが正直現状でございます。ぜひとも無駄な投資にならないように、どれぐらいの浸水予想になるのかというのはまだこれからではございますが、ある程度見えてきた時点の中で適宜情報を流していただく、そのこともよろしくお願い申し上げたいと思いますし、かつ、将来の国の中央防災会議の中で基本計画の見直しがされてきた時点の中では、ハードの見直しも、河川なり海岸堤防の見直しなり、そういった部分も当然示されてこようかと思えます。そのときに、今回の調査結果とハードとは別ということではなくて、やはりそういったところもハードの整備も含めながら総合的に整合性がとれるような調査結果となりますことを心から御期待申し上げますし、早急に、大変なことではございますが、よろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、2項目目でございますが、待ったなし！耐震化プロジェクト事業の中で、新たに木造住宅の耐震補強制度として大きく拡充をいただき、かつリフォームを補助していただくということで、今までちょっと待った耐震化プロジェクトから、本当に待ったなし！耐震化プロジェクトに変わってきたな、これはネーミングをだれがつけていただいたのか、前部長さんなのかもわからないですが、期待もするところであります。

その中で1点気になるところがありますので確認をさせていただきたいんですが、先ほど舟橋代表も示していただきましたが、知事のマニフェストの中で、リフォームに対する支援、前議会で萩原県議が質問された内容でございますが、秋田県の事例を取り上げながら、20億円の予算で250億円の増加があると、景気対策の中で知事としてマニフェストの中で掲げていただいております。本来景気対策としても重要な部分ではあるものの、あれかこれか

のときに行けば、やはり今は耐震補強を、病院でもまだまだ耐震補強がされていない状況の中で、耐震補強のほうへ集中していくべきであるというふうに思っております。

景気対策のためのリフォームの補助であるならばいかになものかという思いがありまして、今回の耐震補強にプラスしたリフォームの補助というのが、耐震補強を促進するためのリフォーム補助なのか、景気対策のためのリフォーム補助なのか、主目的についてお聞かせもいただきたいと思います。

あわせて、制度の簡単な内容と、できたらその制度拡充によってどれぐらいの効果を見込まれてみえるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○県土整備部理事（廣田 実） お答えをいたします。

本県では、平成27年度末での耐震化率90%ということで取り組んできたところでございますが、22年度末の耐震化率は80.9%という状況でございまして、残る5年間で10%の耐震化を達成するというのが大きな課題でございます。

このために、今回の東日本大震災の状況も踏まえまして、今議会に上程をしております補正予算におきまして、2点の取組によりまして住宅の耐震化に弾みをつけたいということで上程をいたしております。

まず、1点目でございますが、平成22年度限りの制度として国が緊急経済対策として30万円の上乗せ補助を実施されまして、それに対して大きな反響を呼びまして申し込みも非常にあったということでございます。しかし、22年度限りでございますので、三重県の単独の施策として23年度においても継続をしたいということで予定をしておるものが1点でございます。

2点目につきましては、耐震補強とあわせて実施をされる実績が非常に多い、いわゆるバリアフリー化ないしは水回りの改修等々のリフォームに金額がかかるという声も聞いております。これに対しまして、今回、最高20万円の県単補助を行おうというものでございます。これによりまして、以前にも増して耐震補強に取り組みやすい環境を整えようということを考えておりますが、同時にリフォームの補助に伴います県内経済への波及効果についても

期待ができるのではないかというふうに考えております。

なお、本県の耐震補強に係ります補助実績につきましては、今回の国の30万円が創設される以前、22年度までの実績は平均的に年間百数十件にとどまっておりましたが、今回の二つの創設します新制度によりまして、倍増の240件程度の効果を見込んでおります。

以上でございます。

〔41番 前田剛志議員登壇〕

○41番（前田剛志） リフォームの目的については基本的に耐震補強を促進していくためだと、景気対策も期待はできるということで理解をさせていただきます。

さらには、見込みとして240件ということでございますが、とりあえずは、これ、単年度予算になっていこうかと思えます。ただ、長期的にこういう補助制度というのを設けるのではなくて、今、ちょうど東日本震災の防災意識が高まっている中に、短期的に、例えば二、三年の期間の中で集中して補助を出していく。当然、今、240戸という予算を聞かせていただきましたが、国の12月の緊急経済対策の中では、愛知県としては2倍の申し込みもされていた。3カ月間の短期の間ではあったんですが、そういう応募の状況でもあります。したがって、予算数を超える申し込みがあったときには、ぜひとも単年度集中という部分の中で、補正予算としても追加の対応をお願い申し上げたいな、そういう形の中で1人でも多くの生命を守っていただければと思います。

あと、教育長につきましては、済みません、時間がございましたので、またの機会にさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 7番 石田成生議員。

〔7番 石田成生議員登壇・拍手〕

○7番（石田成生） 議案第17号についてお尋ねをいたします。

この議案は、東日本を襲った震災による三重県内の災害の復旧費、三重県内の今後の防災対策、東日本被災地への復旧支援に必要な財源を捻出しよう

と、副知事以下、特別職、管理職の給与の一部をそれに充てようとするものであり、今年度で2億8000万円をその対策に充てようとするものであります。

被災地の方々への協力、三重県内の被害の復旧、将来に備えての防災対策に県費を充てることに異論はありませんが、人件費を一部カットしてそれに充てることについて、確認をさせていただきたいことがあります。

まず、給与というものは人事政策の根幹であると思っています。特別職、管理職といえども、一律に強制的にカットすることでモチベーションの低下がないかということをお心配いたします。私は、強制的な一律カットは人的行政サービスの低下を招くと思っておるところです。このたびの議案第17号が、今後の三重県の人事政策に、鈴木英敬知事の人事政策に支障を与えないか、心配をするところでもあります。

鈴木知事は、未来展望みえの会の政策集の中に、総人件費を2割削減、その後、一律給与カットではない、頑張った人は給与は増えるなどと、こういうふうに書かれておる。ここが私は知事の人事政策のみそだと思っております。総人件費の2割カットは目指しながらも、そういう改革を進めながら、頑張った人は増えると、頑張らない人はそうでないと、一般的に公務員の人件費が高いという批判のある中で、一律カットじゃなくて、頑張っている人、今以上にもっと給料が上がる人が中にはいるんだ、しかし、そうでない人も、そういうことを進めながら総人件費を2割カットし、そして、行政の体質改善を進めていくと、そういうことをされると私は読み取ったわけでもあります。

そういうことをされようとするときに、この議案第17号のような、たとえ一部の職員ではあっても一律カットという中身でなくて、全額支給をしておいて、知事から職員の皆さんに、震災、災害復旧の、復興のためにぜひ協力をしてほしいと、心の底から頭を下げて寄附を募って、そして、浄財をいただいた職員の方々を精いっぱいたたえたと、そうしたほうがよかったのではないかという思いがあります。そうすることによって、今回の費用捻出と今後の鈴木知事の人事政策が、そちらのほうがうまくいったのではないかなと

いう思いがありまして、そこのところについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○総務部長（植田 隆） 職員の給与につきましては、地方公務員法に基づきまして三重県人事委員会が議会と知事に対して行います給与に関する勧告等を踏まえ決定されるものでございます。

本県ではこれまでも、人事委員会勧告を最大限尊重し、職務と職責に応じた適切な運用を行ってきたところであり、今後も引き続き勧告は尊重すべきものであると考えております。

一方、本県におきましては、厳しい財政状況のもとで、これまでも選択と集中によります歳出の徹底した見直しを進めてきたところでございます。このような中、今般の給与抑制措置につきましては、三つの対策が必要となっておるといところから、人事委員会勧告によらずに特例措置として、期限を設けて実施するものでございまして、やむを得ないものであると判断したところでございます。今後とも、適切な県政運営や組織運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 私の聞きたいところをポイントを突いて答えてもらったとはちょっと思えなくて、答えがよくわからないんですが、お聞きしたいところは、一律カットはモチベーションを下げてしまう心配があると、だから、これは一たん支給しておいて、何とか皆さん協力してくれということで寄附を募る、そうすればたたえることができる、ありがたいと、一律カットではお礼も言えない、だから、そういう方法のほうがよかったんじゃないかということと、それから、今後の人事政策、今回の1年と9カ月にわたる削減ではあっても一時的なカットよりも、もっと大事なのは今後の知事がやろうとする人事政策、こちらのが大きな課題であり問題である、それに影響しないかという質問です。

もう一度答弁をお願いします。

○総務部長（植田 隆） 今回の給与の抑制措置につきましては先ほど御説明したとおりでございますが、特例措置として期限を設けて実施するのはやむを得ないものであると判断したものでございます。今後とも職員との対話を通しまして意思疎通を十分に図るなど、適切な人事管理に取り組んでいきたいと考えております。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 以上ですか。知事、今の部長の答弁をどう思われるか、ちょっとお答えいただきたい。

○知事（鈴木英敬） 今、石田議員に御指摘いただきました、一律カット、今回の手法が今後の県政運営において職員の皆さんのモチベーションを下げることになるのではないかと御指摘につきましては、今回、今日も、午前中にも累次御説明させていただきましたように、緊急的に取り組まなければならない課題が発生していると。確かに寄附という方法もあるのかもしれませんが、その寄附という形でやった場合に必要な事業を実施するだけの額が集まるのかどうか、あるいは期間的に緊急にやらなければならないというときに間に合うのかどうか、そういうようなこともあるかと思えます。

今回、先ほど部長からも答弁させていただきましたとおり、特例的にやむを得ず実施するものでありますので、その点については今回こういう手法をとらせていただくことを丁寧に説明して、御理解を得ていきたいと。メール1本でということも時々報道の方などからも言われますが、確かにメールを送らせていただいたのは事実です。しかし、今、私、個別に部長の方々と面談もさせていただいています。そのときにも、くれぐれも管理職の皆さんによりしくお願いしますということや、あるいは管理職の皆さんにお会いしたときに、お一人お一人にお声がけをして、やらせていただいている。もちろんまだ全員にやらせていただいていることはできませんけれども、そのようにさせていただいています。

ですので、丁寧な説明をしながらやっていきたいと思えます。

また、一方で、議員御指摘の、頑張った人がしっかりと評価をされる、そういうような方法については、これから県政運営においても大変重要なことであると思いますので、どういう仕組みでやっていくのがこれまでの蓄積や経緯を踏まえて適切なのか、議論をしながら進めてまいりたいと思います。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） 人事委員会からの意見もやむを得ずと、私もやむを得ずかなと思います。ですから、知事から御協力、御理解をいただいた職員の皆さん方に対して精いっぱい賞賛を示していただきたいなと思います。

今後の人事政策については、私もいろいろ思いもございますし、外野の意見も聞いていただきながら進めていただきますようお願いをして終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 26番 後藤健一議員。

〔26番 後藤健一議員登壇・拍手〕

○26番（後藤健一） 新政みえ、松阪市選出の後藤健一でございます。

議案第7号、平成23年度三重県一般会計補正予算（第4号）にかかわりまして、議案質疑をさせていただきたいと思います。

一つ目は、先ほど来質問もございました特別職、管理職を対象にした給与の特例的な減額について、午前中、私どもの会派の代表、舟橋議員のほうからも御質問がございましたし、先ほど石田議員のほうからもございました。ひょっとすると重複してしまうかもわかりませんが、御容赦願いたいと思います。

これにかかわりまして、何点か知事のお考えを聞かせていただければというふうに思っております。

まず、一つ、なぜ財源として公務員の給与をカットしてまでも財源に充てなければならないのかという点でございます。

聞かせていただきますと、東日本の復興支援、そして、県内の水産業者の支援、そして、また緊急を要する県内防災対策に充てると。知事の御自身の

マニフェストの中でも、3%、60億円をこの補正で上げるというようなことも書かれております。こういう言葉が出てきますと、県民の多くがそれはそうだなというふうに納得する方が多いのではないかと思いますし、私自身、県民の1人として、今の国難と言われる大変な状況の中で協力していく必要があるというふうにもとらえているところでございます。

しかし、繰り返すようで申しわけないんですけども、なぜ公務員の給与をカットしなければならないのか、そのことがずっと入っていないわけでございます。納得がいかないのは私だけではないと思うわけであります。

知事のマニフェストの中には、政治家や公務員が楽をしてはいけないという表現がございます。知事は本当に楽をしているととらえてみえるのでしょうか。だから削減するという短絡的なつながり方になっているのでしょうか。

今回、減額によって生じる額は3会計2億7519万円となっております。ひょっとするとこれが楽をしていた分なのかとも思ってしまうわけであります。まず先に人件費削減ありきであって、そこに大震災が起こった、まさに渡りに船のごとく県民をうなずかせる理由ができたというふうにとらえてしまうわけでございますが、知事のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

次に、人事委員会勧告制度についてでございます。

先ほど植田総務部長のほうからは、これまでも尊重してきたし、引き続いて尊重する、やむを得ないというような答弁もございました。まず、人事委員会勧告制度についての知事の御見解を聞かせていただきたいというふうに思います。

知事が今回しようとしている公務員給与の特例的な減額には、私は大きな問題なり危険性をはらんでいると考えているわけでございます。

御存じのように、国家公務員をはじめ、県職員、市町職員、そして教育公務員、いわゆる公務員、これは民間企業の勤労者とは異なりまして、御存じのように、争議権や団体交渉権、これら憲法に保障されております労働基本権、これが制約されているわけでございます。憲法第28条では、「勤労者の

団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」とあるわけであります。だから、労働基本権制約の代償措置として、国は人事院が、県は人事委員会が公務員の給与等について勧告を行い、適正な給与や処遇を確保する制度が確立されているわけでございます。知事も御承知のことと思います。

今回の公務員給与の減額について、全く人事委員会勧告制度そのものを無視しているのではないかと、ひょっとすると憲法にも触れるのではないかと考えられるわけでございます。この人事委員会勧告制度そのものに対する知事の御見解を聞かせていただきたいと思います。

この財源を、東日本の復興支援、あるいは県内水産業の支援、防災対策に充てる、だから人事委員会勧告制度を無視していいとか、あるいは緊急を要するから人事委員会勧告制度を無視していいとか、そういうものではないと私は考えているわけであります。

6月のある新聞では、国において国家公務員給与削減法案が、それについて参議院の西岡議長が、法案が衆議院で可決されて参議院に送られても、人事院の了解を得られない限り議長として委員会に付託する考えはない、つまり、現状では審議を認めないという考えを示しております。人事院の給与勧告によらない措置で、人事院総裁のほうは遺憾の意を表明しております。

それを受けて、今日も県の人事委員会のほうからペーパーが出されたわけでございますけれども、知事のほうはその人事委員会の意見で、人事委員会の了解が得られた、だからやるんだというお考えなのか、そのあたりも知事の考えを聞かせていただきたいと思います。

それと、特例期間として1年9カ月ということになっているわけですが、これも人事委員会の意見書の中で、今回、できる限り早期に解消されることを望むとあります。解消される時期として平成25年3月31日というふうに理解していいのでしょうか。知事のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 議員より数点にわたり御指摘をいただきました、順不同

になるかもしれませんが、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、今回、人件費削減ありきで、それで震災が起こって渡りに船とされているのではないかという、私からしますと少し残念な御指摘をいただいたわけでありすけれども、私が政策集を発表させていただいたのは3月19日です。3月11日の地震の発生を受けて新たな財源を、今の県の財政状況から見れば緊急的に確保しなければならないと、そういうふう感じたものですから政策集に書かせていただいて、見解を県民の皆さんに問うてきた次第であります。したがって、御指摘いただきましたような、渡りに船と、そのような考え方は一切ございません。

また、私が政策集に書いている政治や行政が楽をしているのではないかという表現につきまして、私も政策集の表現が完全に当たっているというふうには思っておりません。楽をしているというようなことは思っておりません。今、県庁の皆さんも一生懸命働いていただいて、県のために、県民の皆さんのために貢献していただいているというふうな認識でおりますので、皆さんと一緒に対話をしながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

そして、今回の補正予算の財源の確保の仕方についてでありますけれども、今回の当初予算の編成に当たっても、事務事業の見直しというものを進めております。廃止したもの、休止したもの、あるいは変えたもの、そういうものも約160件にわたりあります。その中で、しかし、こういう大災害が発生したからといって、県民サービスを低下させる、そういうことがあってはならない、また、あるいは将来世代にツケを回すといったことがあってはならない、そういうような観点で特例的にやむを得ず取り組まさせていただいたと、そして、今回御審議いただくと、そのような考え方であります。

また、人事委員会勧告制度につきましては、労働基本権制約の代償措置であって、本県においてもこれまでも勧告を最大限尊重してきたところでありまして、この人事委員会勧告制度を否定するというようなものではありません。今後も引き続き勧告は尊重すべきものであるというふうに思っております。

しかし、人事委員会勧告制度というのは、勧告ができるというふうに地方公務員法には書いてあります。また、過去の判例においても、人事委員会の勧告どおりになされなかったケースにおいても、それが直接に法令違反であるというようなことではないというふうな認識のもと、今回やむを得ずお願いをした次第であります。

[26番 後藤健一議員登壇]

○26番（後藤健一） ちょっと時間がなくなっているわけですが、いわゆる特例期間の時期というのは確認させていただきたいんですけど、それについてはいかがでございますか。

○総務部長（植田 隆） 東日本への復興支援でありますとか、県内水産業の支援、それから防災対策等につきましては、本年度とともに来年度におきましても相当の事業量が見込まれるというところから、特例期間を平成24年度末と設定させていただいたところでございます。

[26番 後藤健一議員登壇]

○26番（後藤健一） ちょっと時間がありません。急ぎます。次に移らせていただきます。

2点目ですけれども、聴覚障害者支援センター事業について簡単に質問させていただきたいと思います。

この施設は三重県が全国で35番目ということでございまして、聴覚障がい者の団体のほうからも要望が出ておりまして、この機能あるいはまた事業について簡単に御説明願いたいと思います。

○健康福祉部長（山口和夫） 聴覚障害者支援センターの事業内容といたしましては、これまで業務委託により実施してきました事業に加えまして、字幕つき映像ソフトの製作、手話通訳者や要約筆記者の派遣調整、難聴者用の補聴システム機器の貸し出し、生活相談支援などを予定しております。いずれにしても、総合的な事業展開を行いまして、聴覚障がい者の皆さんの情報保障と社会参加の促進を図って参りたいと考えております。

[26番 後藤健一議員登壇]

○26番（後藤健一） ありがとうございます。

今日も、聴覚に障がいのある方が傍聴に来ていただいているということでございます。聴覚に障がいがあるといいましても、その障がいの程度は様々でございまして、極端な言い方をすれば、一人ひとりすべて異なるということでございます。

したがいまして、一人ひとりに合った、きめ細やかな、しかも優しい支援を提供するセンターになってほしいと願っています。

まさに情報のはんらんしている今の社会でございますが、聴覚に障がいのある方々にとって、その情報が届かないということが一番の不安であるというふうに考えております。手話通訳、要約筆記だけでなく、自立と社会参画のために情報保障に取り組んでいただきたい。

磁気ループや赤外線補聴システムの貸し出しもその一つですし、テレビ映像での情報、手話や字幕がないと情報にならないわけでもございまして、ぜひ、そういった手話、字幕付きの動画配信はもちろんですけれども、例えばこの議会中継なども早晩そうなるように期待し、要望して、時間が来たようでございますので終わらせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 以上で、議案第7号から議案第19号までにに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○副議長（中村進一） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号から議案第19号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
1 6	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
1 9	工事請負契約の変更について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター北系水処理施設（土木）建設工事）

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
7	平成23年度三重県一般会計補正予算（第4号）
8	平成23年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算（第1号）
9	平成23年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
1 0	平成23年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
1 1	平成23年度三重県工業用下水道事業会計補正予算（第2号）
1 2	平成23年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
1 3	平成23年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）
1 4	知事の給与の特例に関する条例案
1 5	三重県聴覚障害者支援センター条例案

17	知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
18	三重県高校生修学支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

○副議長（中村進一） これをもって、本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（中村進一） お諮りいたします。明9日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村進一） 御異議なしと認め、明9日は休会とすることに決定いたしました。

6月10日は定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時11分散会